

みんなが輝くチャレンジプラン

～みんなが自分らしく生きられるまち・はんだ～

2022年3月

半 田 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定の背景.....	2
3 計画の期間.....	5
4 計画の位置づけ.....	5
5 計画の策定体制.....	7

第2章 半田市の現状と課題

1 第2次半田市男女共同参画推進計画の取り組みにおける成果と課題.....	8
2 本市における主な課題.....	20

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念.....	22
2 基本目標.....	23
3 計画の体系.....	24

第4章 計画の内容

基本目標 1 自分らしく生きられる社会に向けての意識づくり.....	25
基本施策 1 多様性への理解の促進.....	25
基本施策 2 子どもの頃からの男女共同参画意識の向上.....	27
基本目標 2 あらゆる分野において、誰もが活躍できる社会づくり.....	28
基本施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	28
基本施策 2 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進.....	32
基本施策 3 男女共同参画の視点からの防災.....	33
基本目標 3 誰もが安心して暮らせる社会づくり.....	34
基本施策 1 女性・子ども・高齢者に対する暴力等の根絶.....	34
基本施策 2 地域社会における男女共同参画の推進.....	36
基本施策 3 生涯を通じた心身の健康づくり.....	38

計画の推進体制

1 計画の推進.....	40
2 進行管理.....	40

目標指標及び目標数値一覧.....	41
-------------------	----

資料編

資料 1	半田市男女共同参画推進条例	4 2
資料 2	半田市男女共同参画審議会規則	4 6
資料 3	令和 3 年度 半田市男女共同参画審議会	4 7
資料 4	令和 3 年度 半田市男女共同参画推進計画策定委員会・策定部会	4 7
資料 5	計画策定の経過	4 8
資料 6	男女共同参画に関する年表	4 9
資料 7	男女共同参画社会基本法	5 5
資料 8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	5 9
資料 9	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	6 7
資料 10	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	7 6
資料 11	北京宣言及び行動綱領（目次）	8 2
資料 12	国連特別総会「女性 2000 年会議」	8 6

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、1999（平成 11）年に「半田市女性行動計画 With You あなたと…」（以下「行動計画」という）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策を推進してきました。2005（平成 17）年には「半田市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、教育関係者、事業者が協働して取り組むとともに、条例の理念を反映させ、より有効かつ効果的に施策を推進していくために、2007（平成 19）年に「半田市男女共同参画推進計画 2010～誰もが生きる喜びにみちたまちに～」を策定しました。2010（平成 22）年には「第2次半田市男女共同参画推進計画～誰もが生きる喜びにみちたまちに～」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2020（令和 2）年に実施した「半田市男女共同参画意識に関する調査」結果では、固定的な役割分担意識については改善傾向にあるものの、男女の地位の不平等感やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）がまだ残っており、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画も十分ではありません。また、女性が仕事をする事については肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現も課題として残されています。さらに、自分または周囲に性的少数者がいると回答した人は約 7 人に 1 人の割合となっており、多様な性のあり方について、理解を深めていく必要があります。新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、DV の増加・深刻化が懸念されており、被害が深刻になる前に支援を進めていく必要もあります。

今後は、こうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重やジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場・家庭・地域等のあらゆる場においての課題を解決することが求められています。

市民の多様な価値観が尊重され、ライフステージに応じて、様々な生き方を選択することができるよう、市・市民・教育関係者・事業者との協働により課題解決に取り組むことで、みんなが自分らしく輝き、チャレンジあふれるまちを目指すため、第 3 次半田市男女共同参画推進計画として、「みんなが輝くチャレンジプラン」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

国際連合（国連）が「国際婦人年」と定めた 1975（昭和 50）年に、「国際婦人年世界会議」がメキシコシティで開催され、「平等・発展・平和」をスローガンとする「世界行動計画」が採択されたことをきっかけに、1976（昭和 51）年以後 10 年間で「国連婦人の 10 年」と定められ、1979（昭和 54）年には「女子差別撤廃条約」が、国連総会において採択されました。1985（昭和 60）年にはナイロビ世界会議において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、1995（平成 7）年には第 4 回世界女性会議において「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

2010（平成 22）年には、国連総会がジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめざす国連の機関（UN Women）を設立するなど、男女平等の推進のため、さらなる国際的な取組がなされてきました。

2015（平成 27）年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 のゴールと 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）が掲げられました。SDGs は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール、ターゲットを設定しており、「ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

また、2021（令和 3）年 3 月に世界経済フォーラムが「ジェンダー・ギャップ指数 2021」を公表しました。この指数は、「経済」、「政治」、「教育」、「健康」の 4 つの分野から順位が示されており、日本は 156 か国中 120 位と低い結果になっています。

(2) 国の動き

国においては、女性の人権保障と地位向上のため1977（昭和52）年に最初の「国内行動計画」が策定され、1985（昭和60）年に「女子差別撤廃条約」が批准されました。

1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という）」が制定され、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。

基本法に基づき、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、2005（平成17）年に「第2次男女共同参画基本計画」、2010（平成22）年に「第3次男女共同参画基本計画」、2015（平成27）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

基本法のほか、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、2013（平成25）年には一部改正法により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更されました。

また、2016（平成28）年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が自身の希望に応じた職業生活で活躍できる環境の整備を進めています。

2020（令和2）年12月には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。その中で、目指すべき社会として以下の4つが示されています。

目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（３）愛知県の動き

愛知県においては、2001（平成13）年に、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。2002（平成14）年には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を実施してきました。

その後、社会経済情勢の変化などを踏まえ、2006（平成18）年に「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、2011（平成23）年には「あいち男女共同参画プラン2011－2015」が策定されました。

2013（平成25）年には、愛知県初の女性副知事が就任し、「あいち女性の活躍推進プロジェクト」を立ち上げるなど、男女共同参画の推進を行っています。2016（平成28）年には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定されました。

2021（令和3）年3月には「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、重点目標として、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「安心して暮らせる社会づくり」の3つが示されています。

3 計画の期間

計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化に対応していくほか、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて、中間年度に見直しを行います。

4 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」及び「半田市男女共同参画推進条例第10条」に基づく計画であり、本市の男女共同参画施策を推進するための基本的な計画とします。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」及び、愛知県の「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」、「人がまちを育み まちが人を育む チャレンジあふれる都市・はんだ（第7次半田市総合計画）」との整合性に配慮した計画とします。
- 本計画の「基本目標2 あらゆる分野において、誰もが活躍できる社会づくり」は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を取りまとめた「半田市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- 本計画の「基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会づくり【基本施策1 女性・子ども・高齢者に対する暴力等の根絶】」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を取りまとめた「半田市DV対策基本計画」として位置づけます。

◆ S D G s との関係



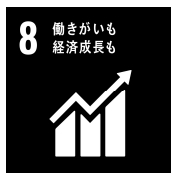
S D G s (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

S D G s 17 のゴールのうち、本計画に関係する「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」、「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール4 質の高い教育をみんなに」、「ゴール8 働きがいも経済成長も」、「ゴール16 平和と公正をすべての人に」の主な取組は次のとおりです。



- ・すべての女性に対するあらゆる差別や暴力をなくす。
- ・家庭内の子育て、家事や介護などは、お金が支払われる仕事と同じく大切な「仕事」であるということを、公共のサービスや制度、家庭内の役割分担などを通じて、認めるようにする。
- ・社会の中で何かを決める場に、男性と女性が同じように参加したり、リーダーになることができるようにする。

生涯にわたって、健康的な生活を送るため、性と生殖に関する保健サービスをすべての人が利用できるようにする。



出産や介護等を理由として離職することなく、働き続けられるようにする。

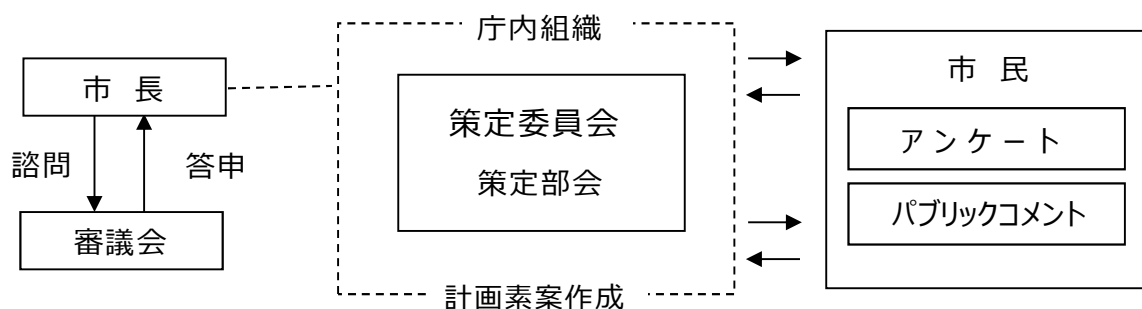
すべての子どもが、性別にかかわらず、それぞれの個性を伸ばし、多様な生き方や進路を選択できるよう教育の充実を図る。



D V や虐待被害の未然防止や早期発見に取り組むとともに、誰もが安心して生活できるよう支援を行う。

5 計画の策定体制

計画策定のための基礎資料とするため、2020（令和 2）年度に市民の意識及び市内事業所における働き方改革や女性の活躍に関する現状等を把握するアンケート調査を実施しました。2021（令和 3）年度に市内において「半田市男女共同参画推進計画策定委員会」を組織し、取りまとめた素案を基に、条例第 25 条に基づき設置している市民を交えた「半田市男女共同参画審議会」（以下「審議会」という。）へ諮問し、答申を受け、本計画を策定しました。



「令和 2 年度半田市男女共同参画意識に関する調査」(アンケート調査)

①調査対象者

【市民】市内に居住している満 18 歳以上の男女各 1,000 名（計 2,000 名）

【事業所】市内事業所 100 社（従業員数が 20 名以上となる建設業、製造業、運輸・通信業、卸売・小売業、不動産業、金融・保険業、サービス業、農業を対象）

②調査期間

令和 2 年 8 月 21 日～令和 2 年 9 月 30 日

③調査方法

調査票による記入方式（郵送により配布・回収）

④回収率

【市民】37.6% 751 名（男性 336 名 女性 408 名 あてはまらない・無回答 7 名）

【事業所】52.0% 52 事業所

第2章 半田市の現状と課題

1 第2次半田市男女共同参画推進計画の取組における成果と課題

本市の現状と課題について、2020（令和2）年度に実施したアンケート調査と、国及び愛知県等の状況と比較・検証しながら、第2次半田市男女共同参画推進計画における取組を主要課題ごとに整理しました。

基本目標1 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

主要課題① 男女共同参画意識の向上

固定的性別役割分担意識は解消へと進んでいるものの、さまざまな分野において男性優遇感が高い状況にあります。

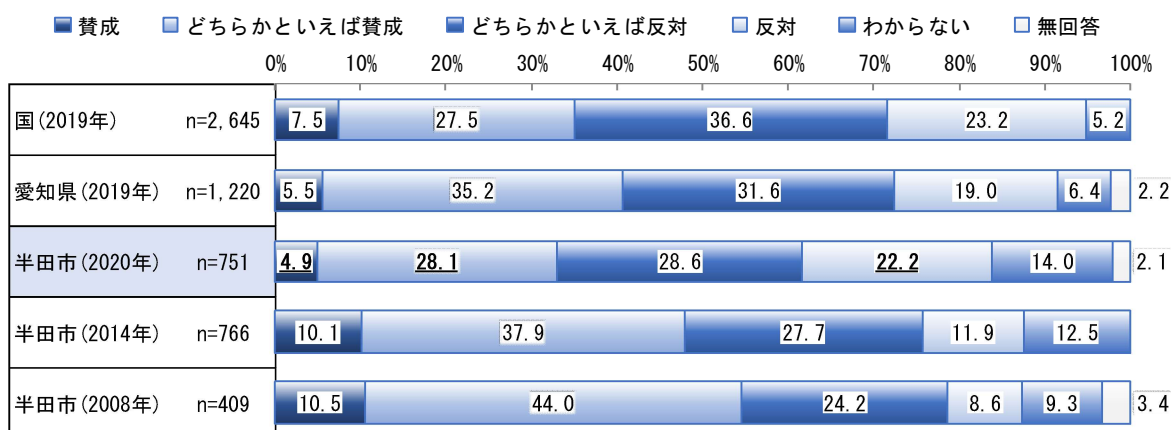
男女共同参画講座や男女共同参画の日イベント、小中学校出前授業等を実施し、男女共同参画意識の啓発を行いました。講座やイベントについて、幅広い世代が興味・関心のあるテーマとし、参加者数は大幅に増加しています。

また、アンケート調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について、反対派が半数を超え、固定的性別役割分担意識は解消へと進んでいることが伺えます。一方で男女の地位の平等感については、さまざまな分野において男性優遇感が高い状況にあるため、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を發揮できるよう意識の向上に努めていく必要があります。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について

- 「賛成」「どちらかといえば賛成」が33.0%と、国・県・過去の調査と比較して最も低くなっています。また、過去の調査と比較すると、「反対」が22.2%と、10ポイント以上高くなっています。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について（国・県・過去の調査との比較）

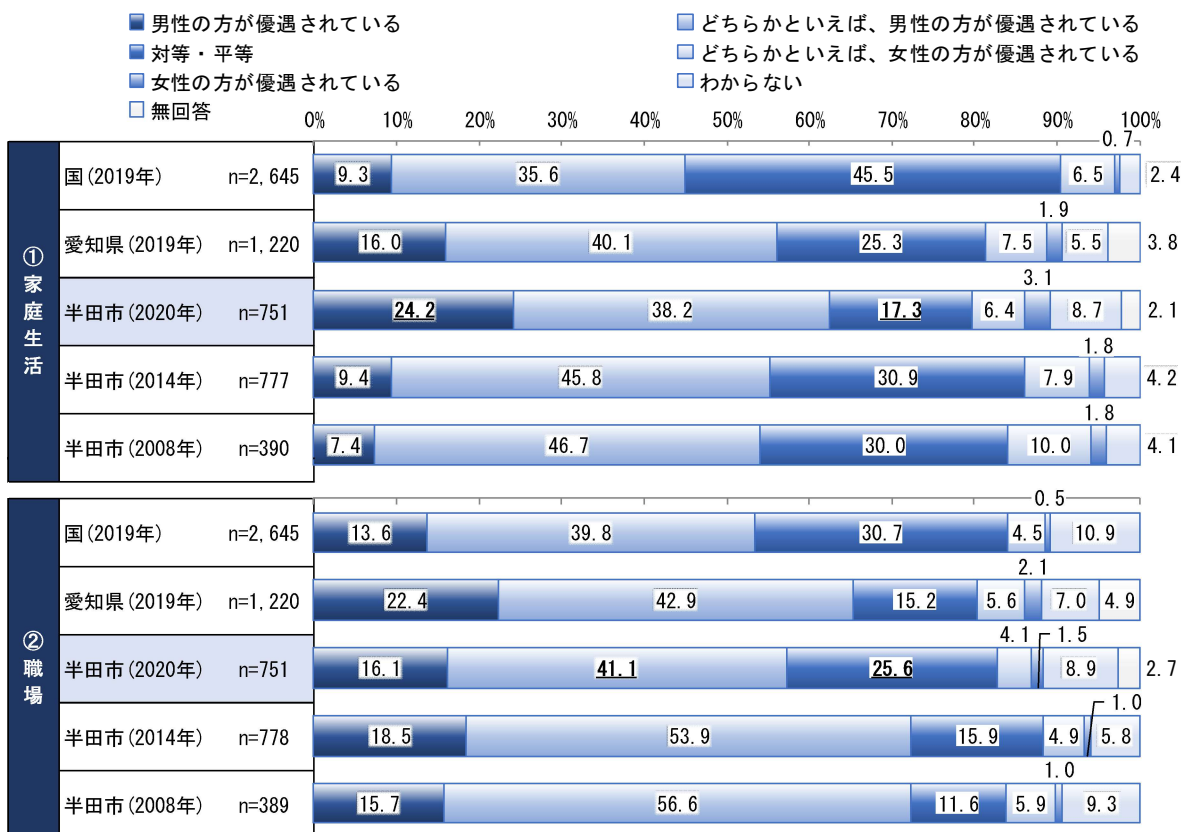


※ nは、アンケート回答者の総数

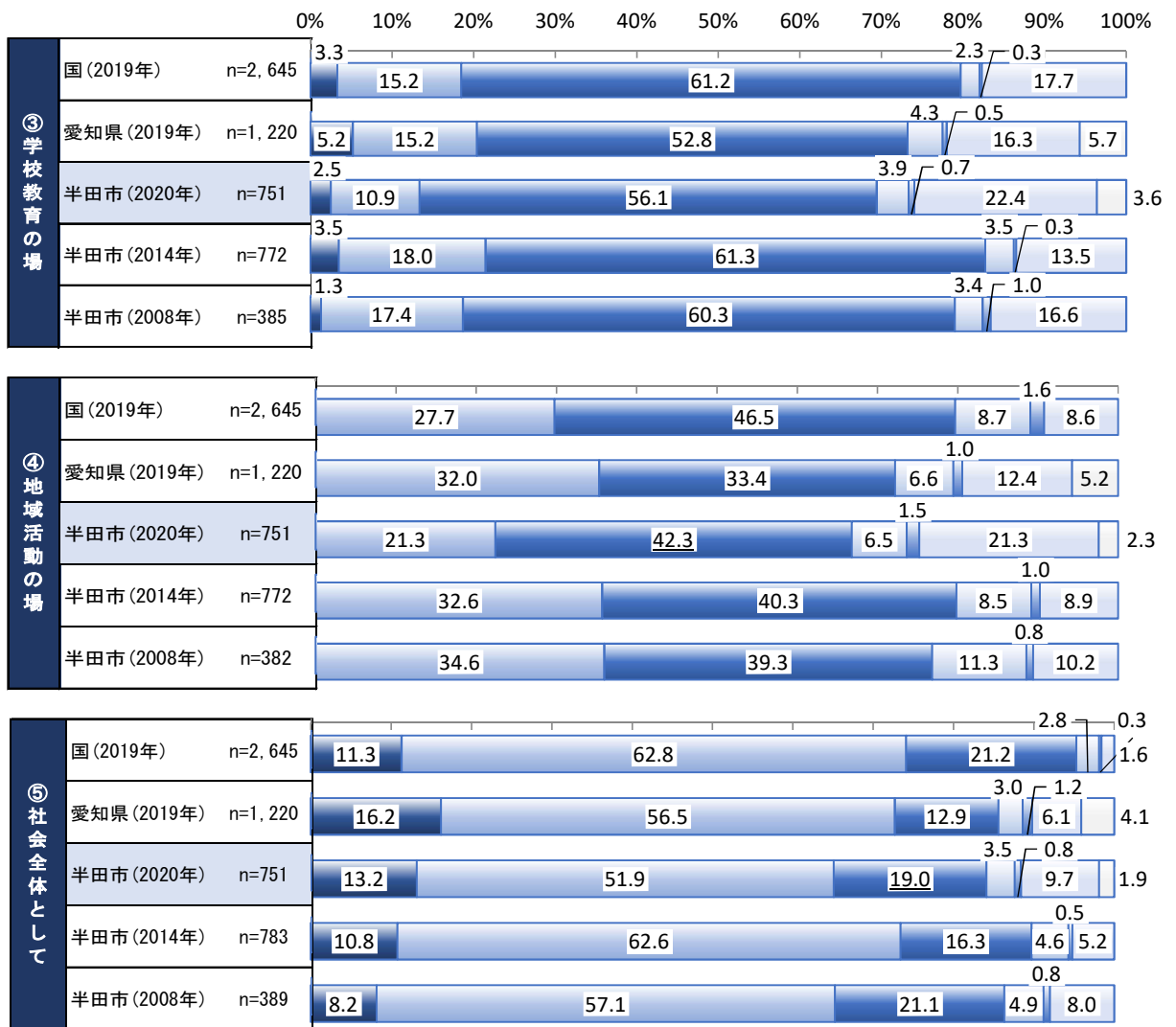
男女の平等感について ①家庭生活／②職場／③学校教育の場／④地域活動の場／
⑤社会全体

- ①家庭生活は、「男性の方が優遇されている」が 24.2%と、国・県・過去の調査と比較して最も高くなっている一方で、「対等・平等」が 17.3%と、最も低くなっています。
- ②職場は、「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が 41.1%と、過去の調査と比較して 10 ポイント以上低くなっている一方で、「対等・平等」が 25.6%と、最も高くなっています。
- ③学校教育の場は、「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が 10.9%と、国・県・過去の調査と比較して最も低くなっています。また、過去の調査と比較すると、「対等・平等」が 56.1%と、最も低くなっています。
- ④地域活動の場は、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が 21.3%と、国・県・過去の調査と比較して最も低くなっています。また、「対等・平等」が 42.3%と、高くなっています。
- ⑤社会全体としては、“「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が 51.9%と最も低くなっている一方で、「男性の方が優遇されている」が 13.2%と最も高くなっています。また、「対等・平等」が 19.0%となっています。

①家庭生活／②職場／③学校教育の場／④地域活動の場／⑤社会全体として（国・県・過去の調査との比較）



※ n は、アンケート回答者の総数



※ nは、アンケート回答者の総数

主要課題② 女性・子ども・高齢者に対する暴力の根絶

女性・子ども・高齢者に対する暴力の相談体制の充実が進んでいるが、「相談したかったが、相談しなかった」と回答した割合も増加しています。

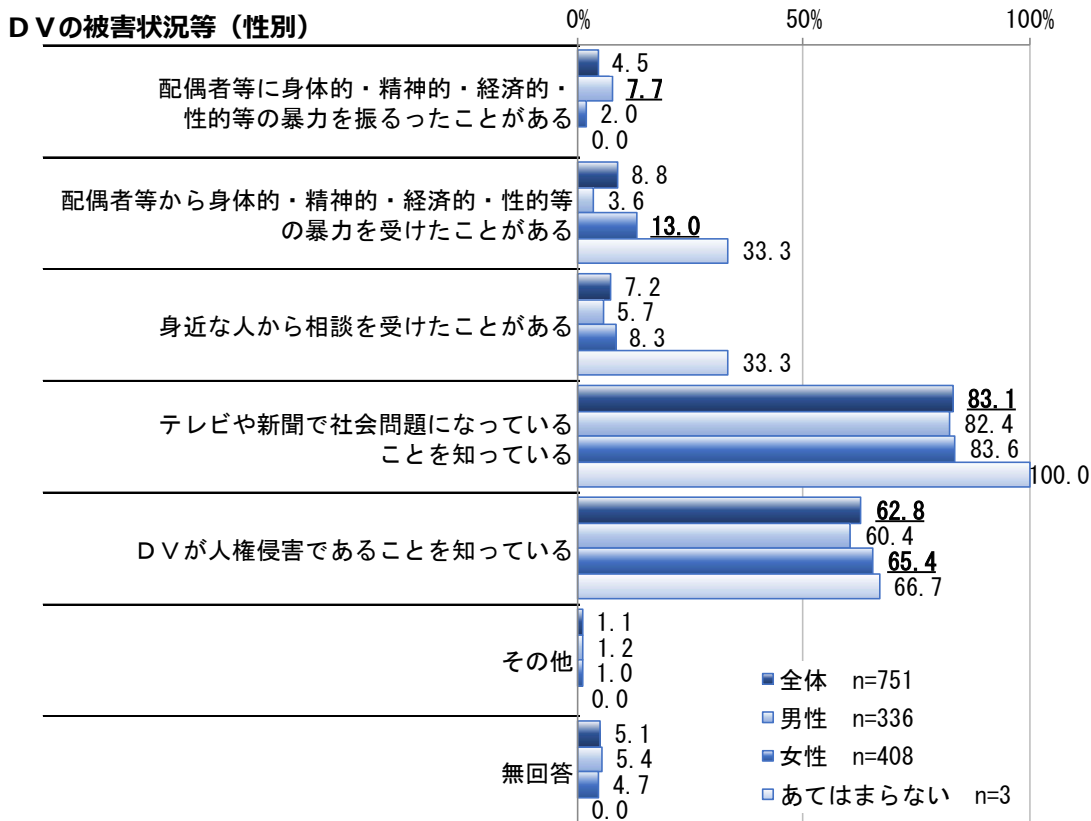
保護者・支援者向け児童虐待防止研修会や中学生を対象としたデートDV講座を実施し、DVについての理解を深めるための啓発活動を行いました。DVに関する相談件数は横ばいとなっているものの、高齢者の新規虐待件数や家庭児童相談件数は増加しています。

また、アンケート調査では、「DVの被害経験」では、配偶者等から身体的・精神的・経済的・性的暴力を受けたことがある人は、回答者のうち約8人に1人の割合となっており、前回調査と比較してやや減少傾向にあります。「DVにあった際の相談の有無」については、「相談した」と回答した割合が約4割となっており、前回調査と比較して大きく増加している一方で、「相談したかったが、相談しなかった」と回答した割合も増加しています。

DV防止に関する啓発などにより、被害を受けた人が相談しやすい環境が少しずつ整備されてきていると考えられますが、引き続き、各関係機関との連携体制の強化を図ることで、誰もが安心して相談できる環境の整備を進めていく必要があります。

DVの被害状況等

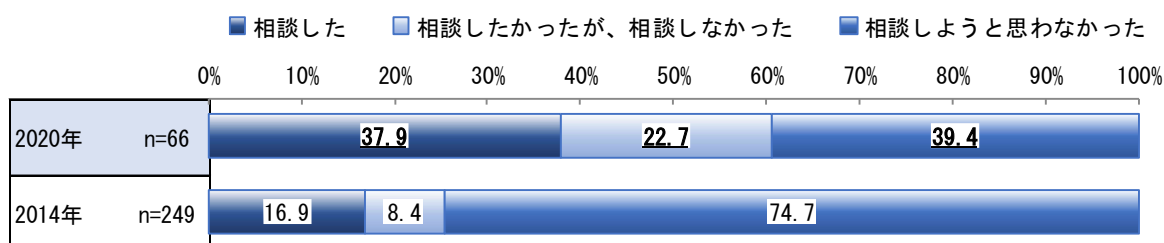
- 性別では、女性で「配偶者等から身体的・精神的・経済的・性的等の暴力を受けたことがある」が13%と、男性より9.4ポイント高くなっています。一方で、男性で「配偶者等に身体的・精神的・経済的・性的等の暴力を振ったことがある」が7.7%と、女性より5.7ポイント高くなっています。



D V 被害を受けた際に相談した人の有無

- 前回調査と比較すると、「相談した」が高くなり、「相談しようと思わなかった」が低くなっている一方で、「相談したかったが、相談しなかった」が22.7%と、前回調査より14.3ポイント高くなっています。

D V 被害を受けた際に相談した人の有無（半田市における前回調査との比較）



※ n は、アンケート回答者の総数

【相談件数及び対応件数】

指標	H 3 0	R 1	R 2
D V 相談件数	43 件	28 件	39 件
D V 一時保護件数	3 件	2 件	2 件
児童虐待通告対応件数	109 件	112 件	130 件
高齢者、障がい者虐待通告対応件数	87 件	82 件	59 件

主要課題③ 人権尊重意識の高揚

相談体制の整備が必要です。

市報での啓発や街頭啓発、相談窓口の開設及び人権教育等を実施し、人権尊重意識についての啓発を実施しました。

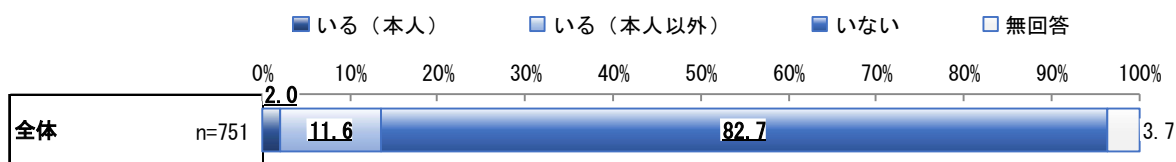
中学生に対しては、家庭科や道徳の時間に情報リテラシー教育を行いました。しかしSNSをはじめとするインターネット環境の中で、児童生徒が人権侵害の加害者や被害者になるケースもあり、学校がこれらを認知するには限界があるため、困った時に相談できる体制を整えることが今後の課題となっています。

また、性的少数者についての設問では、自分の周囲（本人もしくは、家族、友人など）に性的少数者がいると回答した割合は約7人に1人となっており、多様な性のあり方について、理解を深めていく必要があります。

性的少数者当事者の存在の認知

- 回答者本人を含め、周囲に性的少数者がいるかどうかについて、「いる（本人）」が 2.0%、「いる（本人以外）」が 11.6%と、約7人に1人が「いる」と回答しており、「いない」が 82.7%となっています。

性的少数者当事者の存在の認知



※ n は、アンケート回答者の総数

主要課題④ 生涯を通じた心身の健康づくり

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が定着するよう啓発に努めていく必要があります。

女性を対象とした健康診査の受診促進に関しては、協会けんぽ等との協定によるがん検診受診勧奨を進め、被扶養者である主婦層への受診勧奨を行いました。さらに、国民健康保険加入者の特定健診との合同検診を実施し、新たな受診機会を確保しました。

しかし市の乳がんや子宮頸がんの検診受診率は 2013 年から約 8 ポイント増加していますが、目標値には及んでおらず、受診率が全体の 2 割前後と低い状況にあります。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の概念定着については、『新婚婚前情報誌（ハッピーハッピーファミリープラン）』の発行や、市内 5 中学校にて性教育を実施するなど取組を行いました。アンケート調査をみると、10 代は「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度が他の世代と比較して高く、理解が進んでいる一方で、親世代を含む 20 歳代以上の世代の認知度はわずか 5 %にも満たないことが課題となっているため、あらゆる世代に対して、啓発に努めていく必要があります。

「男女共同参画社会」関連用語の認知度

「男女共同参画社会」関連用語の認知度（年代別）

	全体 (件)	男女共同参画社会基本法	女子差別撤廃条約	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	ジェンダー(社会的性別)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	男女雇用機会均等法	ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	女性活躍推進法※	その他	知らない	無回答
全体 n=749	749	37.5	19.3	6.5	58.7	3.3	73.4	42.3	22.5	0.3	14.4	1.2
10歳代 n=61	61	77.0	57.4	21.3	82.0	21.3	83.6	85.2	23.0	1.6	4.9	-
20歳代 n=93	93	77.4	33.3	11.8	76.3	3.2	77.4	61.3	23.7	-	8.6	-
30歳代 n=113	113	34.5	16.8	5.3	66.4	1.8	66.4	43.4	15.9	-	19.5	-
40歳代 n=128	128	28.9	13.3	1.6	68.0	1.6	80.5	47.7	28.9	-	11.7	0.8
50歳代 n=109	109	21.1	14.7	8.3	57.8	3.7	77.1	40.4	22.9	-	11.9	-
60歳代 n=124	124	25.8	12.9	3.2	52.4	0.8	79.0	28.2	27.4	0.8	9.7	0.8
70歳以上 n=121	121	26.4	9.1	3.3	24.8	-	55.4	16.5	15.7	-	28.9	5.0

※ n は、アンケート回答者の総数

用語解説

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを指します。リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

女性自らが子どもを産むか産まないか等を選択できること、性感染症の恐れなしに性的関係が持てること、安全な妊娠と出産が享受できること、子どもが健全な小児期を享受できること等を権利として捉えようという概念のこと。

基本目標 2 誰もが参画するまちづくり

主要課題① 政策・方針決定の場における男女共同参画の促進

さまざまな分野における女性の登用の推進が必要です。

審議会等委員への女性の登用の推進については、各種委員会の選任依頼の照会文書に「審議会における女性委員の積極的な登用について」を添付し、周知の徹底を図り、女性のいない審議会の減少、審議会における女性登用率の上昇について努めました。その結果、市の審議会等における女性委員の割合は、目標には及ばないものの前回調査と比較して上昇しています。

しかし、市行政職の管理職における女性の割合は、管理職に相当する女性職員の比率が低い状況にあるため、育児や介護等による離職を防ぎ、男女の割合を維持することが今後の課題となっています。

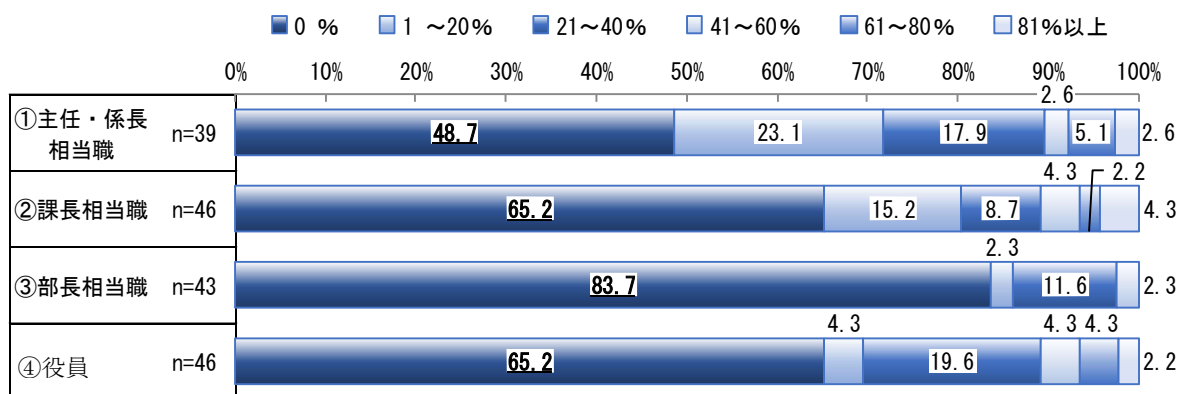
また、誰もが活躍できる社会となるよう、さまざまな分野に女性の意見を取り入れるなど、多様な視点から各施策に取り組んでいく必要があります。

【市内事業所調査】

女性管理職の割合

- いずれの役職も「0%」と回答した事業所の割合が最も高くなっており、なかでも③部長相当職が83.7%となっています。

【事業所調査】女性管理職の割合

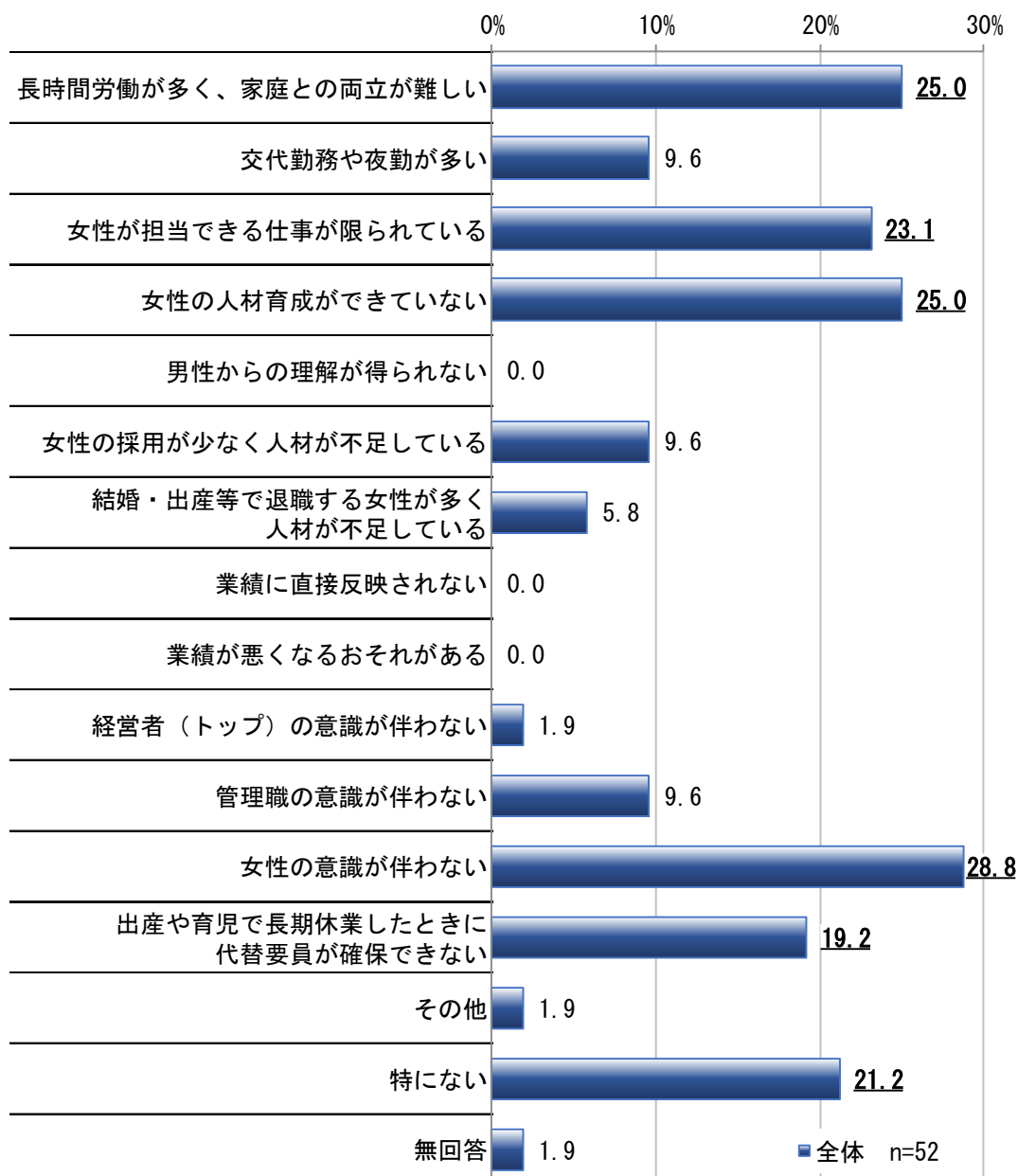


※ n は、アンケート回答者の総数

【事業所調査】女性を管理職に登用するうえでの課題

- 「女性の意識が伴わない」が 28.8%と最も高く、次いで「長時間労働が多く、家庭との両立が難しい」「女性の人材育成ができていない」（ともに 25.0%）、「女性が担当できる仕事に限られている」（23.1%）、「特にない」（21.2%）、「出産や育児で長期休業したときに代替要員が確保できない」（19.2%）となっています。

【事業所調査】女性を管理職に登用するうえでの課題



主要課題② 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

家庭・地域社会における男女共同参画のより一層の推進が必要です。

男女共同参画標語・ポスターコンクールの実施及び食育や映画上映などを通して、男女共同参画に関する啓発を行いました。

しかし、「家庭における役割分担」についての設問では、家庭における多くの役割を「妻」が担っている結果となっており、女性の負担は大きいままとなっています。

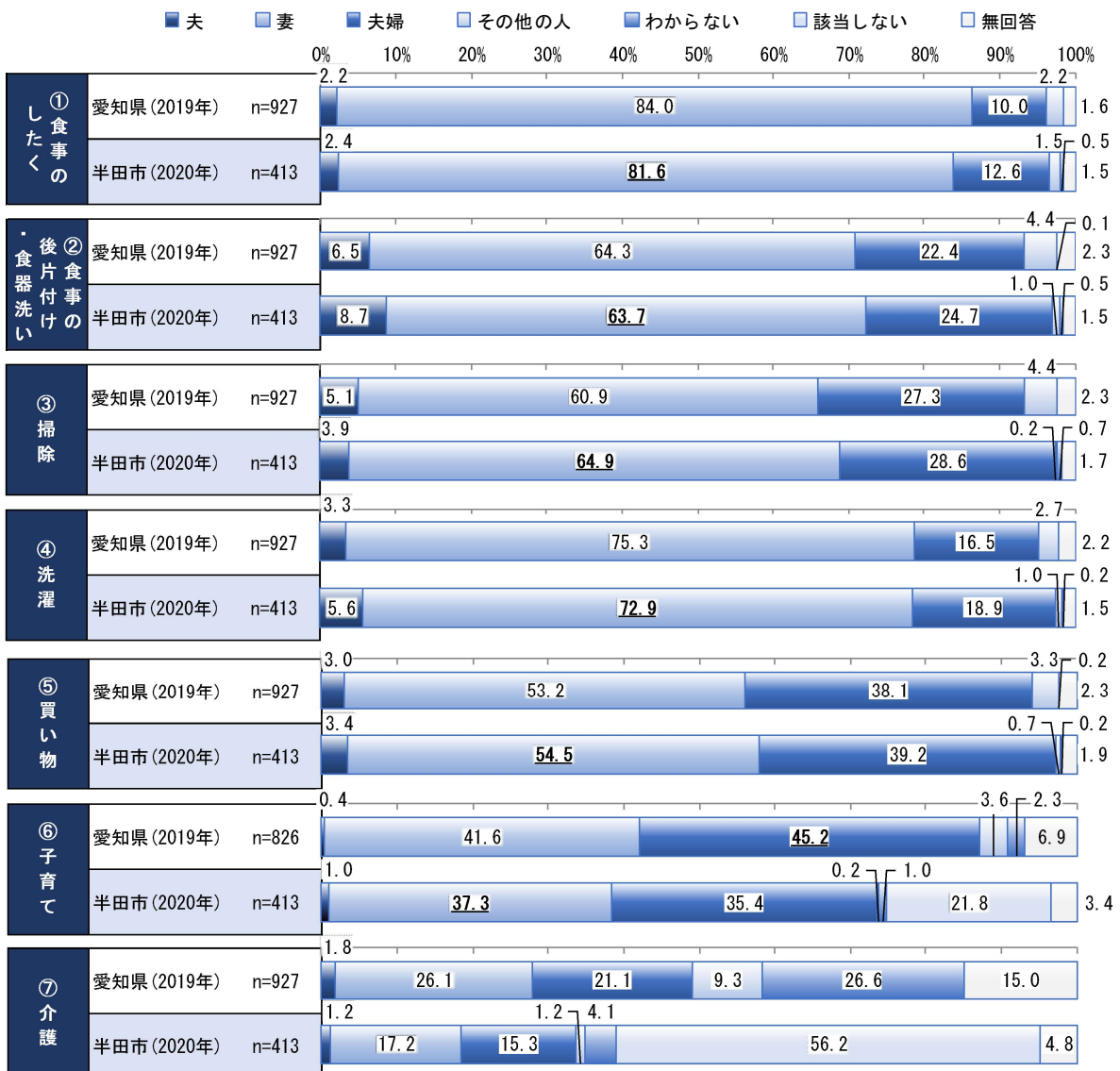
今後はさらなる少子高齢化や共働き家庭の増加が予想されることから、男女が共に家事などの家庭生活や地域活動に参画していく必要があります。

家庭における役割分担

①食事のしたく／②食事の後片付け・食器洗い／③掃除／④洗濯／⑤買い物／⑥子育て／⑦介護

- ほとんどの項目で「妻」が最も高くなっています。
- 愛知県と比較すると、特に大きな差はみられません。

① 食事のしたく／②食事の後片付け・食器洗い／③掃除／④洗濯／⑤買い物／⑥子育て／⑦介護（県の調査との比較）



※ n は、アンケート回答者の総数

基本目標 3 誰もが働きやすい環境づくり

主要課題① 就業環境の整備とワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と家庭を両立できる環境整備を進めていく必要があります。

出産・育児制度について、対象職員への個別周知、管理職への制度説明や多様な価値観を認める研修、育児休業取得者を対象とした座談会、翌年度復帰予定者向けに育児休業復帰支援研修等を実施した結果、市男性職員の育児休業等取得人数は平成25年の3人から、令和元年度で16人となり、約5倍となっています。

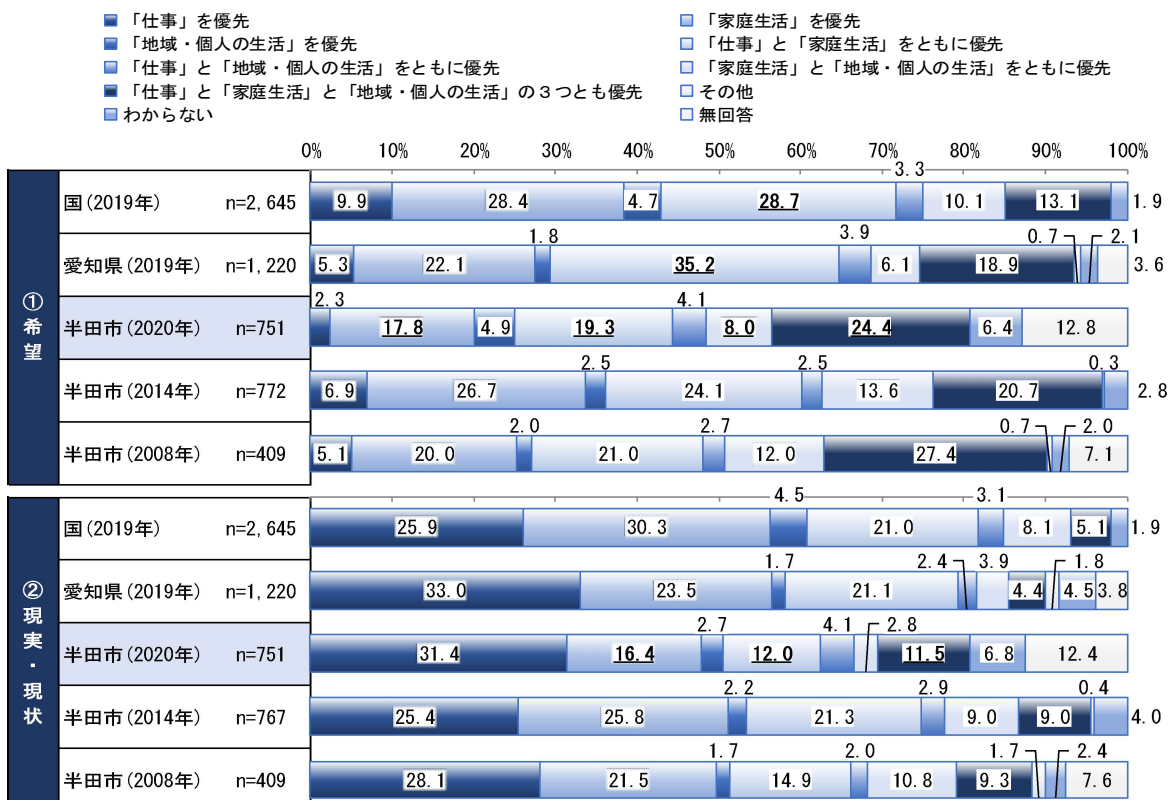
しかし、アンケート調査では、生活の優先度について希望と現実にギャップがあり、家庭生活を優先したくとも仕事を優先せざるを得ない状況にいる人の割合が高くなっています。

そのため企業とも連携しながら、働き方の見直しなど、誰もが働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度

- ①希望は、「『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』の3つとも優先」が24.4%と最も高いのに対し、国・県の調査では「『仕事』と『家庭生活』をともに優先」が最も高くなっています。
- ②現実・現状は、過去の調査と比較すると、「『仕事』を優先」が31.4%と最も高く、一方で「『家庭生活』を優先」が16.4%と、国・県・過去の調査と比較して最も低くなっています。

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度（国・県・過去の調査との比較）



※ nは、アンケート回答者の総数

主要課題② 子育て・介護への支援

子育て支援のニーズが増加しています。

子育て支援については、子育て支援情報の収集と発信、交流の場の提供やニーズに合わせた子育て相談及び講習を実施したところ、子育て支援に関するサービスの利用者が増加しています。

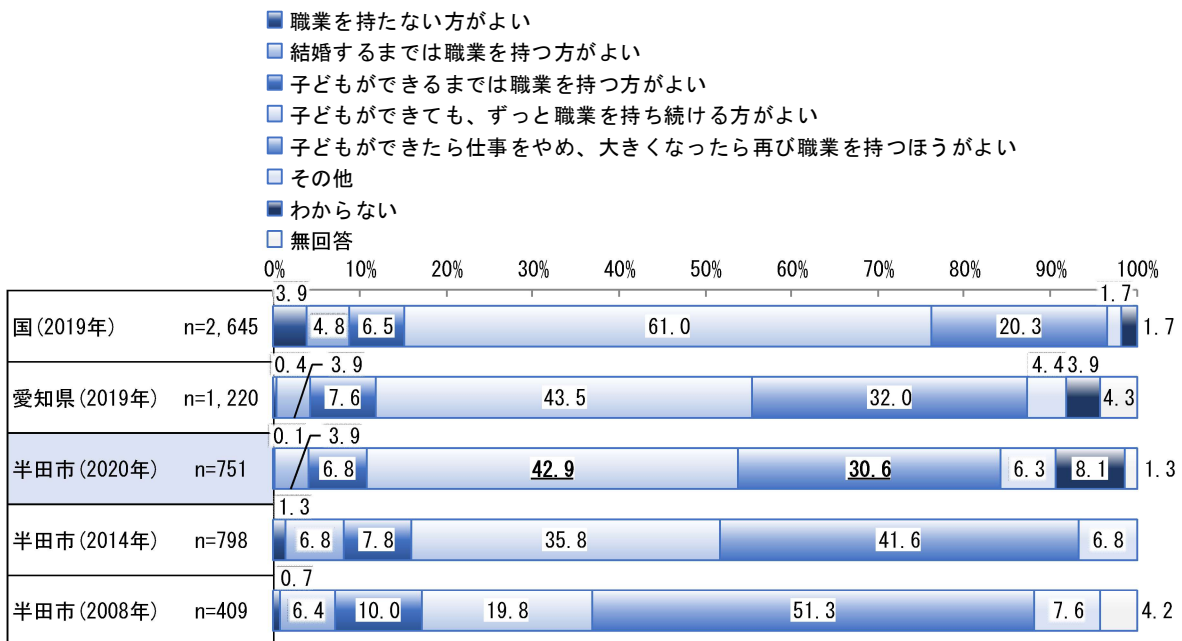
また、ひとり親家庭や貧困など生活困難家庭への支援については、支援会議により自立支援計画策定者への支援の方針を決めるなど、継続的な支援を行いました。

アンケート調査では、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と考えている人が増加していることから、今後はさらに子育て支援へのニーズが増加していくと考えられます。誰もが子育てや介護を担うことができる社会とするため、子育てや介護の支援サービスの充実に取り組む必要があります。

女性が職業を持つことについての考え方

- 過去の調査と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が42.9%と最も高くなっている一方で、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が30.6%と最も低くなっています。

女性が職業を持つことについての考え方（国・県・過去の調査との比較）



※ nは、アンケート回答者の総数

2 本市における主な課題

アンケート結果や第2次半田市男女共同参画推進計画進捗状況調査から、取り組みの進捗がみられるものの、今後さらに男女共同参画を推進するためには、次のような課題を解消する必要があります。

①さらなる固定的性別役割分担意識の解消

アンケート調査では、固定的な性別役割分担意識については改善傾向にありますが、さまざまな分野の男女の地位の平等感については、未だ男性優遇感が高くなっています。

また、子どもの育て方について、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てた方がよい」と回答した人の中にも男の子と女の子に身に着けてほしいことに差がみられます。

このような、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）には、気づきが必要です。そのためには、男女共同参画に関するイベントや講座等を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて取り組みを進めていく必要があります。

②さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市における市行政職の管理職における女性の割合は、計画策定時の2008（平成20）年の実績値から減少しており、女性委員のいない審議会等の数、市内42の自治区の女性役員の割合、女性消防団員数、市の審議会等における女性委員の割合においても、目標値に及ばない結果となっています。また、市内事業所においても女性の管理職が少ない状況となっています。

国や愛知県のプランを見ても、政策・方針決定過程や防災分野への女性の参画は、重要項目に位置付けられており、本市においても課題や現状を踏まえ、積極的にを進めていく必要があります。

標語コンクール作品

最優秀賞〈中学生の部〉

2020(令和2)年作

ジェンダーレス 古いと言える 世の中に

③男性の家庭参画と、仕事と家庭を両立できる環境整備

女性の活躍推進が進み、働く女性が増加している一方で、未だ家庭における多くの役割を女性が担っており男性の家庭参画が進んでいない現状があります。

女性も男性も家事・育児等の担い手として、パートナーと家事等の共有ができるよう男性の家事参画への意識の醸成を行うとともに、長時間労働や育児休業制度などを利用しづらい職場環境・風土の改善を進め、仕事と家庭を両立できる環境整備を進めていく必要があります。

一方で半田市役所における男性職員の育児休業等取得人数は依然として低い水準にあるため、今後も男性職員が制度を取得しやすい環境づくりに努めることが必要です。

④多様性への理解や人権尊重意識の醸成

アンケート調査では、本人及び周囲に性的少数者当事者がいると回答した割合は、約 7 人に 1 人となっています。性的少数者は、周囲の理解不足や偏見などにより、様々な困難に直面していることが多いと考えられるため、多様な性のあり方について、理解を広めていく必要があります。

DVの相談件数については、横ばいとなっており、被害経験についてもほとんど変化していない状況にありますが、現在新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、DVの増加・深刻化が懸念されています。DVは身体的暴力だけではなく、精神的・経済的・性的等多岐にわたります。最近では、性犯罪の被害も増加している状況にあるため、被害者の早期発見・早期対応に取り組むとともに、安心して生活できるよう支援していく必要があります。

また、生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持てるよう、健康づくりを支援する必要があります。

標語コンクール作品

最優秀賞<中学生の部>

2019(令和元)年作

認め合う 生かしていこう 皆の個性

第3章 計画の目指すもの

1 基本理念

半田市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、すべての人が、多様性を認め合いながら、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現を目指します。

『半田市男女共同参画推進条例』に掲げる基本理念（概要）

- (1) 男女の人権が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること
- (2) 社会制度や慣行について配慮されること
- (3) 方針の立案や決定に平等に参画する機会が確保されること
- (4) 家庭生活における活動とその他の活動との両立について配慮されること
- (5) あらゆる教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること
- (6) 国際的な理解及び協調の下に推進されること

計画の目指す将来像

「みんなが自分らしく生きられるまち・はんだ」

市の最上位計画である「第7次半田市総合計画」では、将来像として「人がまちを育み まちが人を育む チャレンジあふれる都市・はんだ」を掲げており、すべての市民が、多様性を認め合いながら、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を目指すこととしています。

本計画においては、市民の多様な価値観が尊重され、ライフステージに応じて、様々な生き方を選択することができるよう、市・市民・教育関係者・事業者との協働により課題解決に取り組むことで、みんなが自分らしく輝き、チャレンジあふれるまちを目指します。

2 基本目標

男女共同参画をめぐる課題を解決するとともに、市・市民・教育関係者・事業者との協働で取り組むことにより、国籍・文化・性別などにかかわらず、すべての市民が「自分らしく生きられる社会」の実現を目指すため、次の3つを基本目標とします。

基本目標1 自分らしく生きられる社会に向けての意識づくり

家庭や職場、学校などあらゆる場において、性別にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択することができ、個性や能力を発揮しながら、自分らしく生きていけるよう意識の向上に努めます。

基本目標2 あらゆる分野において、誰もが活躍できる社会づくり

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、出産・子育て等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう職場環境の整備や子育て支援サービスの充実に取り組みます。

また、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、政策・方針決定の場や防災分野など、あらゆる場における女性参画の拡大に向けた取り組みを推進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会づくり

女性・子ども・高齢者に対する暴力等の根絶に向けた啓発や相談体制の整備などを行い、被害者の早期発見、早期対応に取り組むとともに、安心して生活できるよう支援します。

また、子育て・介護・健康に関する不安など、生活上の様々な困難を抱える方に対して、相談をはじめとする各種支援や理解促進のための啓発を行い、誰もが安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

3 計画の体系

第7次半田市総合計画単位施策

自分らしく生きられる社会の実現

計画の目指す将来像

みんなが自分らしく生きられるまち・はんだ

基本目標

1 自分らしく生きられる社会に向けての意識づくり

基本施策

- 1 多様性への理解の促進
- 2 子どもの頃からの男女共同参画意識の向上

基本目標

2 あらゆる分野において、誰もが活躍できる社会づくり

基本施策

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点からの防災

基本目標

3 誰もが安心して暮らせる社会づくり

基本施策

- 1 女性・子ども・高齢者に対する暴力等の根絶
- 2 地域社会における男女共同参画の推進
- 3 生涯を通じた心身の健康づくり

計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 進行管理

第4章 計画の内容

基本目標 1 自分らしく生きられる社会に向けての意識づくり



【目指す方向】
家庭や職場、学校などあらゆる場において、性別にとらわれることなく、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択することができ、個性や能力を発揮しながら、自分らしく生きていけるよう意識の向上に努めます。

基本施策 1 多様性への理解の促進

自分らしく生きられる社会を実現していくための課題として、性別によって男女の役割を固定的にとらえる人々の意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）がいまだに残っています。このような意識の解消に向けて、男女共同参画に関するイベント等の開催や広報誌・ホームページ等により、啓発に取り組みます。

また、性的少数者への理解の促進など、性別にとらわれず、多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会となるよう意識啓発を行います。

具体的施策	各事業	内容	担当課
男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する意識の普及・啓発	各種イベントや講座を開催するなど意識啓発を行います。	市民協働課
	男女共同参画に関する情報発信の充実	広報誌・ホームページなど各種媒体を活用し、関係機関や各種団体と連携しながら、広く市民へ情報を発信します。	市民協働課
人権尊重に関する意識啓発	人権尊重に関する意識の啓発	人権尊重意識の啓発のため、市報での啓発、街頭啓発、相談窓口の開設及び人権教育を実施します。	総務課

	教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施	インターネットをはじめとした情報が生活や社会に及ぼす影響を考えさせ、人権を尊重するメディアリテラシー教育を進めます。	学校教育課
	性的少数者への理解の促進	性的少数者への理解を深めるための啓発を行います。また、パートナーシップ制度といった新たな制度の導入に向けた検討を行います。	市民協働課
多文化共生社会に対応した支援	外国籍市民への支援の充実	市役所における窓口支援や日本語がわからない外国籍市民に情報が伝わるよう情報発信を充実します。	市民協働課
	相談情報の提供等	DVを受けている外国籍市民被害者や、子育てをしている外国籍市民が支援を受けられるよう、やさしい日本語によるパンフレットや通訳機器等を利用し適切な支援につなぎます。	子育て支援課
職員・教職員への研修の実施	市職員への研修の実施	あらゆる分野で個々の能力を発揮できる環境をつくることを目的に、市職員への研修を実施します。	市民協働課 人事課
	教職員への研修の実施	子どもたちが、個性と能力を十分に発揮できる教育を推進することを目的に、教職員研修を実施します。	市民協働課 学校教育課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
「男は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	50.8%	55.0%	60.0%
「社会全体」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	19.0%	30.0%	40.0%

用語解説

「メディアリテラシー」

メディア（インターネットやSNS）からの情報を正確に見極め、適切な判断・行動や自己発信をする能力のこと。

基本施策 2 子どもの頃からの男女共同参画意識の向上

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育つべき」といった固定的な意識にとらわれず、子どもの頃から、男女共同参画社会への理解を深め、それぞれの個性と能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、家庭における男女共同参画の推進を図るとともに、多様な生涯学習講座の実施等により、意識啓発を行います。

また、次世代を担う子どもたちが、自らの意思によって、多様な生き方や進路を選択できるよう、家庭、学校、地域などが連携して取り組みます。

具体的施策	各事業	内容	担当課
家庭における男女共同参画の推進	家庭教育の支援	家庭において、子どもたちが性別によって役割を決めつける考え方にとらわれないことのないよう、保護者を対象にした講座の実施など、意識の向上を図ります。	市民協働課 子育て支援課 保健センター
	親子向け生涯学習講座等の実施	家庭での子育てが楽しいものとなるよう、親子で参加する生涯学習講座等を通して、家庭教育・子育てに関する意識の向上を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
多様な選択を可能にする教育の充実	キャリア教育の推進	子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、個性と能力を活かして主体的に進路を選択できるような教育の充実を図ります。	市民協働課 子育て支援課 生涯学習課 学校教育課
	教育現場における多様性に配慮した環境づくりの推進	多様な個性を受け入れ、児童生徒が生活しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
「家庭生活」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	17.3%	25.0%	30.0%
「学校教育の場」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	56.1%	65.0%	70.0%

基本目標 2 あらゆる分野において、誰もが活躍できる社会づくり



「半田市女性活躍推進計画」

【目指す方向】

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、出産・子育て等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう職場環境の整備や子育て支援サービスの充実に取り組みます。

また、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、政策・方針決定の場や防災分野など、あらゆる場における女性参画の拡大に向けた取り組みを推進します。

基本施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、一人ひとりの意識改革を進めるとともに、長時間労働、転勤など男性中心型労働を見直し、誰もが働きやすい環境づくりが重要です。

働く女性が増え、若い世代を中心に、男女ともに働きながら、家事・育児など家庭の役割を担うのが当たり前となってきたなかで、いまだ多くの役割を女性が担っている家庭も少なからず残っています。男女がともに仕事と家庭を両立しながら働けるよう、事業所とも連携しながら職場における意識改革に取り組みます。

また、結婚や出産などにより、一時的に退職した女性の再就職を支援するため、各種講座の開催や就労に関する相談支援を行います。

具体的施策	各事業	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	働き続けられる環境づくり	働き方の見直しや職場環境が改善されるよう、啓発や情報提供に努めます。また、家事・育児・介護などをしながら、働きたい人が働き続けられる環境づくりに取り組んでいる愛知県ファミリー・フレンドリー登録企業をPRするなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	経済課 市民協働課

	各種ハラスメント防止に向けた啓発	マタニティ・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなどの根絶に向けて、事業所へ啓発を行います。	経済課 市民協働課
	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	職場全体への各種制度の周知により、取得への理解を深め、かつ市職員が安心して仕事との両立ができるよう、対象者へ個別に制度説明し、復帰支援も含めた環境づくりを進めます。	人事課
	市職員の働き方の見直し	市職員の適切な労務管理、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことで、多様な働き方に対応した職場づくりを進めます。	人事課
女性への就労支援	女性の就労・起業に関する支援の充実	女性の就労・起業、出産・育児・介護などで退職した女性の再就職を支援するためのセミナーの開催や、情報提供を行います。	経済課
	女性農業者における支援及び、家族経営協定の推進	女性農業者が経営参画し活躍推進できるよう啓発に努めます。また、家族農業経営について、経営方針や就業条件を合意の上取り決める家族経営協定の締結を進めます。	経済課

用語解説

「マタニティ・ハラスメント」

妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いをすること。

「セクシュアル・ハラスメント」

性別を理由とする差別的取扱いをすること。

「パワー・ハラスメント」

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させること。

「パタニティ・ハラスメント」

男性労働者の育児休業等の取得などを職場が妨げること。

子育て支援サービスの充実	保育サービスの充実	市民の多様なニーズに応じた保育サービスの提供に努めるとともに、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するために、保育内容やサポート体制の充実を図ります。特に低年齢児の定員拡充を図ることで、入園待機児童の発生を防ぎます。	幼児保育課 子育て支援課
	子育て支援センター事業の充実	親子交流の場の提供や子育てなどに関して不安に対応した相談及び講習を実施します。 また、ファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業の充実を図るとともに、関係機関や子育て支援団体とのネットワークづくりを進めます。	子育て支援課
	子育て支援情報の発信	子育て支援情報をまとめた「子育て応援ハンドブック」や情報サイト「はんだっこネット」等で市内の情報を広く発信します。	子育て支援課
	地域における子育て支援	保育園・幼稚園開放や子育て相談窓口を開設します。また、関係機関と連携して、臨床心理士の派遣や教育相談員の配置など、子どもと保護者のニーズに合わせた子育て支援を幅広く実施します。	幼児保育課 学校教育課
	放課後児童健全育成事業	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図ります。また、待機児童が発生しないよう整備に努めます。	子育て支援課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
「職場」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	25.6%	30.0%	40.0%
ファミリー・フレンドリー登録企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業、えるぼし認定の数	29社	40社	50社
市男性職員の育児休業等取得率	4.0%	30.0%	-
市職員の年次有給休暇取得日数	10.9日	12日	-

※目標値未設定(-)の項目については、中間年度の見直しの際に設定する。

用語解説

「ファミリー・フレンドリー企業」

愛知県が認定するもので、社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業のこと。

「あいち女性輝きカンパニー」

愛知県が認定するもので、女性の活躍推進に向けた取組を積極的に実施する企業のこと。

「えるぼし認定」

厚生労働大臣が認定するもので、女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍に関する取組の実施状況等が優良な企業のこと。

標語コンクール作品

最優秀賞 <小学生の部>

2018(平成30)年作

おたがいに 得意分野で 助け合い

基本施策 2 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画により、多様な視点や新たな価値観を政策や方針に取り入れることができると期待されるため、審議会への女性の登用の推進をはじめ、あらゆる分野において、誰もが活躍できるような取組を推進します。

具体的施策	各事業	内容	担当課
政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等委員への女性の登用の推進	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を推進します。	総務課
	市職員が持ち味を活かし個々の能力を発揮できる人材育成	自ら考え行動できる自立した職員を育成し、個々の能力を活かした人事配置を行います。また、女性管理職への登用を進め、女性職員が活躍できる職場環境づくりを進めます。	人事課
様々な分野における男女共同参画の推進	商業・観光などの分野における男女共同参画	商業・観光振興の推進にあたり、女性などの意見を取り入れた取組や支援に努めます。	経済課 観光課
	人にやさしいまちづくりの普及	公共建築物の設計の際には、あらゆる人が利用しやすい建物となるよう配慮していきます。	建築課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
市の審議会等における女性委員の割合	25.8%	35.0%	40.0%
市行政職の管理職における女性の割合	5.7%	10.0%	-

※目標値未設定 (-) の項目については、中間年度の見直しの際に設定する。

基本施策3 男女共同参画の視点からの防災

災害発生時には、男性と女性のニーズの違いへの配慮など、多様な視点による災害への備えが重要であることから、防災分野への女性の参画の拡大や男女共同参画の視点からの防災活動の周知・啓発に努めます。

具体的施策	各事業	内容	担当課
防災分野への女性参画の拡大	消防団組織の活性化	火災発生抑止や応急手当の指導など、啓発活動や組織の活性化を促進するため、女性消防団の拡充・活性化及び知識、技能の向上を図ります。	防災交通課
	自主防災組織	自主防災組織の災害時に備えた活動に対し、女性をはじめ、国籍・文化・性別などにかかわらず、すべての地域住民が積極的に参加できる体制づくりを促進します。	防災交通課
男女共同参画の視点からの防災活動の実施	多様な視点による災害への備えの実践	災害時における避難所の管理・運営にあたっては、女性の視点を取り入れ、女性や子どもなど全ての人の安全が確保されるよう配慮し、市民のニーズをくみ入れた資機材整備などを継続実施します。併せて、女性防災リーダーの養成に努めます。	防災交通課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
市内の避難所運営組織に所属する女性の人数	30人	35人	40人

基本目標3 誰もが安心して暮らせる社会づくり



【目指す方向】

女性・子ども・高齢者に対する暴力等の根絶に向けた啓発や相談体制の整備などを行い、被害者の早期発見、早期対応に取り組むとともに、安心して生活できるよう支援します。

また、子育て・介護・健康に関する不安など、生活上の様々な困難を抱える方に対して、相談をはじめとする各種支援や理解促進のための啓発を行い、誰もが安心して暮らせる社会づくりに取り組めます。

基本施策1 女性・子ども・高齢者に対する暴力等の根絶

「半田市DV対策基本計画」

DVや虐待被害の未然防止や早期発見、早期対応のため、各機関の連携体制の充実を図るとともに、その根絶に向けた意識啓発を行います。

また、悩みを抱えている方が、ひとりで抱え込まないように相談窓口の周知を図るとともに、被害者の安全を最優先とし、安心して生活できるよう支援します。

具体的施策	各事業	内容	担当課
関係機関の連携体制の充実	DV対策連絡会議による連携体制の充実	DVの未然防止や早期発見、早期対応を図るため、関係機関で構成するDV対策連絡会議を開催し、支援の状況報告、事例検討等を行い、各機関の連携を図ります。	子育て支援課
	要保護児童対策地域協議会による連携体制の充実	児童虐待を始めとする要保護児童の、早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、子どもにかかわる関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を開催し、ネットワークの充実を図ります。	子育て支援課

	高齢者障がい者虐待防止連絡協議会による連携体制の充実	保健、医療、福祉などの関係機関で構成する高齢者障がい者虐待防止連絡協議会を開催し、連携を強化するとともに虐待の早期発見、早期対応、発生防止のための体制づくりを進めるほか、虐待の潜在化を阻止すべく、相談窓口のPRや理解を深めるための啓発を行います。	高齢介護課 地域福祉課
あらゆる暴力根絶のための啓発	DVなどの防止に向けた啓発	市民や事業所向けに、DV・児童虐待・高齢者虐待・障がい者虐待などについて、認識を深め、防止に取り込むための啓発を行います。	子育て支援課 高齢介護課 地域福祉課
	DV相談窓口の周知	配偶者等からの暴力で悩んでいる方が「悩みをひとりで抱え込まないよう、DV相談窓口の周知を図ります。	子育て支援課
被害者の安全確保	被害者の緊急時における安全の確保	警察・関係機関等との連絡調整、一時保護所までの同行支援、助言等により、被害者の安全確保に努めます。	子育て支援課 高齢介護課 地域福祉課
DV被害者への自立支援	被害者女性の保護・自立への支援	被害者を一時保護し、加害者から離れて安心・自立した生活ができるよう関係機関と連携し、生活支援、就業支援、住宅の確保等の自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
	子どもの就学・保育支援	被害者の安全の確保を図りつつ、関係機関と連携し、子どもの就学・保育について情報提供を行います。	子育て支援課
	被害者に係る情報の保護	被害者の支援にかかわる関係機関に対し、住民基本台帳の閲覧の制限等、被害者に係る情報管理の徹底を呼びかけます。	子育て支援課 市民課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
DV被害を受けた際に相談した人の割合	37.9%	45.0%	50.0%

基本施策 2 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが様々な地域活動に参画し、多様な視点からの意見を反映させることで地域の活性化につながるよう啓発活動や市民活動団体への支援を行います。

また、様々な事情により、生活上の困難を抱える方が安心して暮らせるよう支援の充実に努めます。

具体的施策	各事業	内容	担当課
地域における男女共同参画の推進	地域活動における男女共同参画の推進	様々な地域活動に、女性をはじめ、多様な意見を反映させることで地域の活性化につながるよう、自治区等へ男女共同参画に関する情報の提供及び啓発を行います。	市民協働課
	市民活動団体への支援	より多くの団体が男女共同参画への理解を深め、推進のための事業を実施できるよう、引き続き支援します。	市民協働課
	多様な視点による災害への備えの実践【再掲】	災害時における避難所の管理・運営にあたっては、女性の視点を取り入れ、女性や子どもなど全ての人の安全が確保されるよう配慮し、市民のニーズをくみ入れた資機材整備などを継続実施します。併せて、女性防災リーダーの養成に努めます。	防災交通課
生活上の困難を抱える方への支援	相談体制の整備	生活上の様々な困難を抱える方が安心して相談できるよう、関係機関との連携体制の強化を図ります。	市民協働課 子育て支援課 保健センター 地域福祉課 生活援護課
	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭について、生活支援・就労支援・経済的支援・養育支援をきめ細かく実施します。 また、支援が届くよう積極的な情報発信に努めます。	子育て支援課

	介護者の支援	障がい福祉サービスの提供を行うとともに、介護保険事業等により、介護者及び在宅高齢者・要介護者を対象とした様々なサービスを実施することで、対象者が自分らしく生活できるよう支援を行います。	高齢介護課 地域福祉課
	高齢者・障がい者自身の就業支援	高齢者の能力活用や就業支援を行う半田市シルバー人材センターを引き続き支援します。 障がい者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを実施します。	高齢介護課 地域福祉課
	貧困など生活困難家庭への支援の充実	貧困、障がい、ひきこもりなど、様々な理由で、生活が困難な家庭への支援を実施します。	生活援護課
	性的少数者への理解の促進 【再掲】	性的少数者への理解を深めるための啓発を行います。また、パートナーシップ制度といった新たな制度の導入に向けた検討を行います。	市民協働課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
「地域活動の場」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	42.3%	50.0%	60.0%

用語解説

「地域活動」

地域に暮らす人々が主体となり、地域の中で繋がりを深めるとともに、地域が抱える様々な課題の解決に向けた取組を行うこと。

例：盆踊り大会、防犯パトロール、清掃活動など

基本施策3 生涯を通じた心身の健康づくり

生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持てるよう、ライフステージに応じた健康づくりの推進や啓発に努めます。

具体的施策	各事業	内容	担当課
ライフステージに合わせた健康づくりの推進	妊娠・出産に関する健康支援	妊娠・出産の安全性を確保し、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進に向けて正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、健診の実施や相談体制のPRに努めます。	保健センター
	健康づくりの推進	個人・家庭、地域・職場、行政で、生涯にわたる健康づくりへの取り組みを推進します。	保健センター
性と生命の尊厳を守る意識の向上	性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の充実	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の概念が定着するよう、『新婚婚前情報誌（ハッピーハッピーファミリープラン）』の発行など様々な機会での情報提供を行います。	保健センター
	性と生命に関する学習の実施	園児、小・中学生、保護者に対して人権教育の立場に立った性教育及び、命の教育を関係機関と連携して実施します。	保健センター 幼児保育課 学校教育課

【目標指標及び目標数値】

指標	現状値	目標値	
	2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2031(令和13)年度
3か月児・1歳6か月児・3歳児健診の受診率	99.2%	99.5%	99.5%
市の乳がん検診受診率	17.9%	19.0%	20.0%
市の子宮頸がん検診受診率	21.0%	23.5%	26.0%

用語解説

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを指しており、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

女性自らが子どもを産むか産まないか等を選択できること、性感染症の恐れなしに性的関係が持てること、安全な妊娠と出産が享受できること、子どもが健全な小児期を享受できること等を権利として捉えようという概念のこと。

ポスターコンクール作品

優秀賞〈小学生の部〉



2018(平成 30)年作

計画の推進体制

1 計画の推進

本計画を実効性のあるものにし、効果的かつ着実に施策を推進していくために、次のような推進体制により、事業を進めます。

(1) 庁内の推進体制の強化

庁内関係各課との連携を強化し、効果的な推進に努めるとともに、関係各課で組織する全庁的な推進組織を設置し、それぞれの施策に対する取組状況の把握と情報の共有に努めます。

(2) 市民・関係団体との連携

市民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場において、自分らしく生きられるように、市・市民・教育関係者・事業者との協働により取り組みます。

また、学識経験者、市民活動団体、一般公募の市民などで組織する「半田市男女共同参画審議会」を適宜開催し、施策の進捗状況を公表するとともに、広く市民の意見を施策に反映させていきます。

(3) 国・県・他市町との連携

国や県、他市町における取組状況の把握に努めるとともに、連携を図ることで、より効果的に施策を推進します。

2 進行管理

施策を横断的に実施するため、庁内各課からの事業報告により進捗を管理していきます。

また、施策の進捗状況を半田市男女共同参画審議会へ報告し、委員からの意見を基に事業改善につなげるとともに、その結果を公表します。

目標指標及び目標数値一覧（再掲）

体系 番号	指標	現状値	目標値	
		2020(令和2) 年度	2026(令和8) 年度	2031(令和13) 年度
1-1	「男は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方に反対・どちらかといえば反対の市民の割合	50.8%	55.0%	60.0%
	「社会全体」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	19.0%	30.0%	40.0%
1-2	「家庭生活」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	17.3%	25.0%	30.0%
	「学校教育の場」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	56.1%	65.0%	70.0%
2-1	「職場」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	25.6%	30.0%	40.0%
	ファミリー・フレンドリー登録企業、あいち女性輝きカンパニー登録企業、えるぼし認定企業	29社	40社	50社
	市男性職員の育児休業等取得率	4.0%	30.0%	-
	市職員の年次有給休暇取得日数	10.9日	12日	-
2-2	市の審議会等における女性委員の割合	25.8%	35.0%	40.0%
	市行政職の管理職における女性の割合	5.7%	10.0%	-
2-3	市内の避難所運営組織に所属する女性の人数	30人	35人	40人
3-1	DV被害を受けた際に相談した人の割合	37.9%	45.0%	50.0%
3-2	「地域活動の場」において、男女が対等・平等と感じている市民の割合	42.3%	50.0%	60.0%
3-3	3か月児・1歳6か月児・3歳児健診の受診率	99.2%	99.5%	99.5%
	市の乳がん検診受診率	17.9%	19.0%	20.0%
	市の子宮頸がん検診受診率	21.0%	23.5%	26.0%

※目標値未設定（-）の項目については、中間年度の見直しの際に設定する。

資料編

資料 1 半田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 7 月 12 日半田市条例第 19 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策等（第十条—第二十四条）

第三章 半田市男女共同参画審議会及び苦情の処理（第二十五条・第二十六条）

第四章 雑則（第二十七条）

附則

半田市は、誰もが住みやすく、また、住みたくなるまちの実現を目指し、国際社会における取組と連動しつつ、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の理念を推進する男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）に基づき、男女が力を合わせたまちづくりに取り組んできた。

しかし現実には、今もなお性別による固定的な役割分担意識が残っており、男女が平等に社会に参画する機会が十分に確保されているとは言えず、社会制度や慣行における性別を理由とした差別的取扱いの解消に、より一層の努力が求められている。

少子高齢化など社会情勢が急速に変化する中で、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要である。

ここに、市、市民、教育関係者及び事業者が協働し、男女が社会の対等な構成員として、利益と責任を分かち合い、多様な生き方を認め合いながら、生きている実感と喜びを持つことができる豊かで魅力的な半田市を築くため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によつて職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 市民 市内に居住し、市内の事業所に勤務し、又は市内の学校等に通学する者をいう。
- 三 事業者 市内における公的機関、事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- 四 教育関係者 学校教育その他の社会のあらゆる学習の場における教育及び学習に携わる者をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識に基づく言動により、相手に不快感又は不利益を与え、生活環境を害することをいう。
- 六 ドメスティック・バイオレンス 夫婦・恋人等、婚姻の有無を問わず親しい関係にある人との間に起きるあらゆる暴力行為のことをいう。
- 七 積極的格差是正措置 第一号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- 一 男女は、個人としての尊厳が重んじられ、性別によるあらゆる形態の差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保されること。

- 二 男女は、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会制度又は慣行によつてその活動が制限されることなく、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。
- 三 男女は、社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- 四 男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- 五 職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における教育及び学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。
- 六 国際的な理解及び協調の下に推進されること。

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「推進施策」という。）を主要な施策として位置付け、総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、教育関係者及び事業者と協力し、連携して推進施策を実施しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、男女共同参画について理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第六条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第八条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害を行ってはならない。

- 一 直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント
- 三 ドメスティック・バイオレンス

(情報の表示に関する配慮)

第九条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担若しくは異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他の不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第二章 基本的施策等

(行動計画の策定)

第十条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第二十五条に規定する半田市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第十一条 市は、男女共同参画社会の形成に配慮し、市の施策全体に男女共同参画の視点をもつて総合的に企画し、調整するとともに、全庁的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十二条 市は、推進施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置及び参画機会の拡大)

第十三条 市は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、委員会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女のいずれか一方の委員の数が、総数の四割未満にならないよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の防止及び被害者に対する支援)

第十四条 市は、性別による権利侵害の防止に努め、これらの被害を受けた者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を図り、情報の提供その他の必要な支援を行わなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第十五条 市は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されるための情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第十六条 市は、男女がともに子の養育、介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動を両立するための必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民及び団体に対する支援)

第十七条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び団体に対し、その主体性に留意して情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び団体が連携を図るために必要な支援を行うよう努めなければならない。

(学習及び教育に対する支援)

第十八条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、市民の幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育その他の教育において、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、教育関係者に対し、必要な場合は男女共同参画の実態についての調査に協力することを求めることができる。

(職場における男女共同参画の推進)

第十九条 市は、事業者に対し、職場における男女共同参画の推進のための情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、事業者に対し、必要な場合は男女共同参画の実態についての調査に協力することを求めることができる。

(年次報告の公表等)

第二十条 市は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び推進施策の実施状況について公表するとともに、その結果を推進施策に反映させるよう努めなければならない。

(調査研究及び情報の収集等)

第二十一条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査研究及び情報の収集を行い、その結果を公表しなければならない。

(男女共同参画の日)

第二十二条 市は、市民、教育関係者及び事業者の男女共同参画に対する関心と理解を深め、男女共同参画社会の形成を推進するため、六月の第四日曜日を男女共同参画の日と定める。

2 市は、男女共同参画の日に、その趣旨にふさわしい各種行事等を実施するものとする。

(国、県その他地方公共団体との協力及び連携)

第二十三条 市は、国、県その他地方公共団体と協力し、連携して推進施策を実施するものとする。

(国際的協調)

第二十四条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的動向に関する情報の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 半田市男女共同参画審議会及び苦情の処理

(半田市男女共同参画審議会)

第二十五条 男女共同参画の推進に資するため、半田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員十名以内をもつて組織し、委員の一部は公募する。

5 男女のいずれか一方の委員の数が、総数の四割未満にならないものとする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情の処理)

- 第二十六条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因により人権が侵害された場合は、市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応するものとする。
 - 3 市長は、第一項の規定による申出のうち、必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第四章 雑則

(委任)

- 第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 半田市男女共同参画審議会規則

平成17年7月12日規則第24号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市男女共同参画推進条例（平成十七年半田市条例第十九号）第二十五条第八項の規定に基づき、半田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 審議会の委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三十一日規則第五号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三〇日規則第八号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

資料3 令和3年度 半田市男女共同参画審議会

任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

役職	氏名	所属団体・組織等
会長	松井 真一	愛知学院大学教養部 講師
副会長	板倉 恵美	半田女性活動連絡協議会 会長
委員	榊原 晴美	男女共同参画推進会議 代表
委員	西川 ひかり	(株)ピー・ワイ・エヌ 取締役マネージャー
委員	中井 康友	半田市教育委員会 教育部学校教育課 指導主事
委員	石川 結子	一般公募
委員	榊原 衣麻	一般公募
委員	日高 靖幸	一般公募
委員	山田 隆一郎	一般公募

(敬称略)

資料4 令和3年度 半田市男女共同参画推進計画策定委員会・策定部会

	【策定委員会】		【策定部会】	
企画部	人事課長	水野 一男	人事課	榊原 貴美子
総務部	防災監	柘植 信彦	防災交通課	川村 史織
	総務課長	山本 勇夫	総務課	羽根 広
市民経済部	経済課長	河合 信二	経済課	赤坂 雪江
福祉部	高齢介護課長	沢田 義行	高齢介護課	中倉 翼
健康子ども部	子育て支援課長	伊藤 奈美	子育て支援課	梁川 潤人
	幼児保育課長	竹内 健	幼児保育課	森 幸
	保健センター事務長	沼田 昌明	保健センター	畑中 久幸
教育部	学校教育課長	森田 知幸	学校教育課	柁宜田 孝美
企画部	市民協働課長	藤井 寿芳	市民協働課 (事務局)	山田 隆康
				富田 大地

資料5 計画策定の経過

年	月日	内 容
2020年 (令和2)	8月21日～ 9月30日	男女共同参画意識に関する調査の実施 ・市民及び市内事業所を対象としたアンケート調査を実施
2021年 (令和3)	5月26日	第1回男女共同参画推進計画策定委員会・策定部会合同会議 ・アンケート調査の分析結果について ・計画骨子案について
	6月17日	第2回男女共同参画推進計画策定部会 ・計画骨子案、施策体系について
	7月8日	第2回男女共同参画推進計画策定委員会 ・計画骨子案、施策体系について
	7月15日	第1回半田市男女共同参画審議会 ・諮問 ・アンケート調査の分析結果について ・計画骨子案について
	8月4日	第3回男女共同参画推進計画策定部会 ・計画素案について
	8月19日	第4回男女共同参画推進計画策定部会 ・計画素案について
	9月8日	第3回男女共同参画推進計画策定委員会 ・計画案について
	10月7日	第2回半田市男女共同参画審議会 ・計画案について
	10月18日	第5回男女共同参画推進計画策定部会 ・計画案について
	11月2日	第4回男女共同参画推進計画策定委員会 ・計画案について
	意見聴取	男女共同参画審議会 ・計画案について
2022年 (令和4)	12月1日～ 1月4日	パブリックコメント手続の実施
	2月16日	第3回半田市男女共同参画審議会 ・計画（答申案）について ・答申

資料6 男女共同参画に関する年表

	世界	日本	愛知県	半田市
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年¹ (目標: 平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置² 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部会議開催 		
国連婦人の十年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO (国際労働機関) に婦人問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正・施行 (離婚後の氏の選択) 	
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成
	1978年 (昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」第1回報告書発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「愛知県地方計画・推進計画'78~'80」に婦人の項目を設ける
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(※P76資料10参照)採択 		
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」- 平等、発展、平和 - 中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		
	1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正施行 「国内行動計画後期重点目標」策定 	
	1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> 「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
	1983年 (昭和58年)			
	1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」- 平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスカップ地域会議 (東京) 		
	1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年 - 平等、発展、平和ナイロビ世界会議 (西暦2000年に向けての) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」³採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」及び「戸籍法」の改正施行 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准 	

1 国際婦人年

国際連合は、1975 (昭和50) 年を「国際婦人年」とし、それに続く10年間 (1976年~1985年) を「国連婦人の十年」と定め、女性の地位向上のための行動を展開することを決めました。また、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、各国政府が今後10年間で行うべき女性問題解決の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

2 婦人問題企画推進本部設置

1975 (昭和50) 年に「国際婦人年」を契機とする世界的な動きの中、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年 (昭和52年) には、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。

3 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の最終年の1985 (昭和60) 年に、第3回世界女性会議がナイロビで開催され、10年間の成果の検討、評価を行い、今後の各国の行動計画のガイドラインとなる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

	世界	日本	愛知県	半田市
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法の一部改正施行 		
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画⁴」策定 ・婦人問題企画推進本部参与拡充 		
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必須等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける ・「あいち女性プラン」策定 	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）策定 ・「育児休業法」の公布（施行1992） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性総合センター基本計画」策定 	
1992年 (平成4年)				<ul style="list-style-type: none"> ・半田女性活動連絡協議会（レディース半田）⁵結成
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 			<ul style="list-style-type: none"> 「ピアかりやど⁶」を女性活動の拠点として位置づける
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置⁷ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち農山漁村女性プラン」策定 	

⁴西暦2000年に向けての新国内行動計画

1987（昭和62）年に第3回世界女性会議で採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受け「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。1991（平成3）年には「ナイロビ将来戦略勧告」の趣旨に沿って「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、「社会のあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠である」との認識で、目標がそれまでの「男女共同参加型社会」から「男女共同参画社会」に改められました。

⁵半田女性活動連絡協議会（レディース半田）

半田市内において女性を中心に活動している団体により、男女共同参画社会の実現を目的として結成。

⁶ピアかりやど

半田市雁宿公園内にある旧半田市結婚式場を改装した施設。当時、女性活動の拠点として位置づけました。しかし、2008（平成20）年1月に実施された耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」とされたため、同年2月より使用停止としています。

⁷男女共同参画推進本部設置

1994（平成6）年に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」と、その諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

	世界	日本	愛知県	半田市
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領(※P82資料11参照)」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)		
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画2000年プラン ⁸⁾ 策定		・「半田市行政改革大綱」内にて「男女共同参画社会をめざした施策の展開」を発表
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」公布	・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	・「半田市女性行政推進会議」設置 ・「半田市男女共同参画社会推進懇話会」設置 ・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
1998年 (平成10年)			・「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)	
1999年 (平成11年)	・エスカップ ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法(※P55資料7参照)」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進知育会議」を総理府と共催で実施	・「半田市女性行動計画 With You あなたと…」策定
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議(※P86資料12参照)」開催	・「男女共同参画基本計画 ⁹⁾ 」策定		
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置 ¹⁰⁾ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(※P67資料9参照)」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定	・機構改革により、企画部青少年女性課が担当となる ・半田女性活動連絡協議会の活動拠点を青年の家3階の展示研修室とする ・「平成13年度 市民意識調査」実施
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	・愛知県男女共同参画推進条例施行	・「半田市女性のための相談」事業開始

⁸⁾ 男女共同参画2000年プラン

1996(平成8)年に男女共同参画審議会からめざすべき男女共同参画社会について明らかにした「男女共同参画ビジョン」が答申され、そのビジョンを踏まえて、国が直面する少子・高齢化の進行等の社会経済環境の急速な変化に対応するため、「男女共同参画2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画－」が策定されました。

⁹⁾ 男女共同参画基本計画

2000(平成12)年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けてさまざまな施策が総合的かつ計画的に推進されることとなりました。

¹⁰⁾ 男女共同参画会議設置と男女共同参画局設置

2001(平成13)年1月の中央省庁等改革に伴い、新たに設置された内閣府に、重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画審議会」を発展的に継承する「男女共同参画会議」が置かれたほか、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けた推進体制が強化されました。

	世界	日本	愛知県	半田市
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部決定 「女性のチャレンジ支援策の推進について」		・機構改革により、企画部市民参画課が担当となる ・「男女平等教育に関する意識調査 ¹¹⁾ 」実施
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	・男女共同参画社会推進のための教職員研修 ¹²⁾ を開始
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合 ¹³⁾ 開催(ニューヨーク)	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・「半田市男女共同参画推進条例(※P42資料1参照)」制定 ・「半田市男女共同参画審議会 ¹⁴⁾ 」設置
2006年 (平成18年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定	・機構改革により、市民経済部市民交流センターが担当となる ・第1回「半田市男女共同参画の日 ¹⁵⁾ 」(毎年6月第4日曜日)開催
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「半田市男女共同参画推進計画2010～誰もが生きる喜びにみちたまちに～」策定
2008年 (平成20年)			・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定	・「半田市 男女共同参画意識に関する調査」実施 ・「ピアかりやど」老朽化により利用停止

11 男女平等教育に関する意識調査

「男女共同参画社会推進条例」制定にあたっての参考資料とするため、2003(平成15)年9月に小学校5年生の全児童、中学校2年生の全生徒と教職員(小中学校の給食受入れパートの方は除く)を対象に実施しました。

12 男女共同参画社会推進のための教職員研修

半田市内の小中学校の教職員を対象とした男女共同参画社会推進のための研修。

13 国連「北京+10」世界閣僚級会合

2005(平成17)年に開催された国連「北京+10」世界閣僚級会合において、1995(平成7)年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」及び2000(平成12)年の「女性2000年会議」の成果文書の実施状況を評価し、さらに推進していくための今後の戦略について議論がなされました。

14 半田市男女共同参画審議会

半田市男女共同参画推進条例第25条に基づき、男女共同参画の推進に資することを目的に設置。市民、学識経験者、事業者、教育関係者、市民活動団体などにて構成。

15 半田市男女共同参画の日

半田市男女共同参画推進条例第22条において毎年6月の第4日曜日を「半田市男女共同参画の日」と定め、その趣旨にふさわしい各種行事を実施するものとしました。

	世界	日本	愛知県	半田市
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正		
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合 ¹⁶ 開催(ニューヨーク))	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改訂		・「第2次半田市男女共同参画推進計画 ～誰もが生きる喜びにみちたまちに～」策定 ・機構改革により、企画部市民協働課が担当となる ・半田市子どもアンケート実施 ・「小中学校出前授業」開始
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足		・「あいち男女共同参画プラン2011-2015(第3次)」策定	
2012年 (平成24年)				・市内企業新入社員向け「ワーク・ライフ・バランス研修」(半田商工会議所主催)実施
2013年 (平成25年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	・愛知県初の女性副知事就任	・「性別にとらわれない職業選択」をテーマに、小中学校出前授業用教材DVD作成
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・日本再興戦略改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		・半田市在住の市民を対象とした「男女共同参画意識に関する調査」実施
2015年 (平成27年)	・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs ¹⁷)採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(※P59資料8参照)」成立 ・第4次男女共同参画基本計画閣議決定		・「第2次半田市男女共同参画推進計画 ～誰もが生きる喜びにみちたまちに～(後期分)」策定
2016年 (平成28年)		・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意	・「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定	・「あいち国際女性映画祭2016」を愛知県と共催により半田市会場で実施
2017年 (平成29年)				・「第1回男女共同参画標語、ポスター作品コンクール」実施
2018年 (平成30年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行	・配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)策定	

¹⁶ 国連「北京+15」記念会合

2010年に開催された国連「北京+15」記念会合において、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価、再確認をし、引き続き、世界のあらゆる関係機関等での女性の自立支援、地位向上が実現されるよう求める政治宣言が採択されました。

¹⁷ SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals)は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

	世界	日本	愛知県	半田市
2019年 (平成31・令和元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・5月「令和」に改元 ・女性活躍推進法等の一部改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次半田市男女共同参画推進計画（後期分）」の計画期間を2年延長（令和3年度まで）
2020年 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2021年 (令和3年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・半田市在住の市民及び市内事業所を対象とした「男女共同参画意識に関する調査」の実施
2022年 (令和4年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなが輝くチャレンジプラン（第3次半田市男女共同参画推進計画）」策定

資料7 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

資料8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める

女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二・三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者

の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令

の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）^{しゆう}、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならぬ。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 10 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979（昭和 54）年 12 月 18 日採択

1985（昭和 60）年 6 月 25 日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第 11 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家から構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長により引き継ぎで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出さ

れた追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第 20 条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として、下名は正当に委任を受けてこの条約に署名した。

資料 11 北京宣言及び行動綱領（目次）

1995（平成 7）年 9 月採択

北京宣言

- 1 我々、第 4 回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設 50 周年に当たる 1995 年 9 月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来の人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985 年のナイロビにおける女性に関するもの、1990 年のニューヨークにおける児童に関するもの、1993 年のウィーンにおける人権に関するもの、1994 年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び 1995 年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎とした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力で参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のた

めの国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 2 2 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 2 3 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 2 4 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。
- 2 5 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 2 6 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
- 2 7 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 2 8 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 2 9 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 3 0 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 3 1 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 3 2 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。
- 3 3 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 3 4 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 3 5 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 3 6 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。
- 3 7 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
- 3 8 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

行動綱領（目次）

第 I 章 使命の声明

第 II 章 世界的枠組み

第 III 章 重大問題領域

- ・女性への持続し増大する貧困の重荷
- ・教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
- ・女性に対する暴力
- ・武力又はその他の紛争が女性，特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
- ・経済構造及び政策，あらゆる形態の生産活動及び資源へのアクセスにおける不平等
- ・あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
- ・あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
- ・女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
- ・あらゆる通信システム，特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不平等
- ・天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
- ・女兒の権利に対する持続的な差別及び侵害

第 IV 章 戦略目標及び行動

A 女性と貧困

- 戦略目標 A. 1. 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し，採用し，維持すること
- 戦略目標 A. 2. 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため，法律及び行政手続を改正すること
- 戦略目標 A. 3. 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に提供すること
- 戦略目標 A. 4. 貧困の女性化に対処するため，ジェンダーに基づく方法論を開発し，調査研究を行うこと

B 女性の教育と訓練

- 戦略目標 B. 1. 教育への平等なアクセスを確保すること
- 戦略目標 B. 2. 女性の中の非識字を根絶すること
- 戦略目標 B. 3. 職業訓練，科学技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
- 戦略目標 B. 4. 非差別的な教育及び訓練を開発すること
- 戦略目標 B. 5. 教育改革の実施に十分な資源を配分し，監視すること
- 戦略目標 B. 6. 少女及び女性のための生涯教育及び訓練を促進すること

C 女性と健康

- 戦略目標 C. 1. ライフサイクルを通じ，適切で，手頃な料金の良質の保健，情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること
- 戦略目標 C. 2. 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
- 戦略目標 C. 3. 性感染症，H I V / A I D S 及び性に関する健康とリプロダクティブ・ヘルス問題に対処する，ジェンダーに配慮した先導的事業に着手すること
- 戦略目標 C. 4. 女性の健康に関する研究を促進し，情報を普及すること
- 戦略目標 C. 5. 女性の健康のための資源を増加し，フォローアップを監視すること

D 女性に対する暴力

- 戦略目標 D. 1. 女性に対する暴力を防止し根絶するために，総合的な対策を取ること
- 戦略目標 D. 2. 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること
- 戦略目標 D. 3. 女性の人身売買を根絶し，売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E 女性と武力紛争

- 戦略目標 E. 1. 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し，武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること
- 戦略目標 E. 2. 過剰な軍事費を削減し，兵器の入手の可能性を抑制すること
- 戦略目標 E. 3. 非暴力の紛争解決の形態を奨励し，紛争状況における人権侵害の発生を減少させること
- 戦略目標 E. 4. 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること
- 戦略目標 E. 5. 難民女性その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護，支援及び訓練を提供すること
- 戦略目標 E. 6. 植民地及び自治権を持たない地域の女性に支援を提供すること

F 女性と経済

- 戦略目標 F. 1. 雇用, 適切な労働条件及び経済資源の管理へのアクセスを含む, 女性の経済的な権利及び自立を促進すること
- 戦略目標 F. 2. 資源, 雇用, 市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること
- 戦略目標 F. 3. 殊に低所得の女性に対し業務サービス, 訓練並びに市場, 情報及び技術へのアクセスを提供すること
- 戦略目標 F. 4. 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること
- 戦略目標 F. 5. 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること
- 戦略目標 F. 6. 女性及び男性のための職業及び家族的責任の両立を促進すること

G 権力及び意思決定における女性

- 戦略目標 G. 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じること
- 戦略目標 G. 2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

H 女性の地位向上のための制度的な仕組み

- 戦略目標 H. 1. 国内本部機構その他の政府機関を創設又は強化すること
- 戦略目標 H. 2. 法律, 公共政策, 計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと
- 戦略目標 H. 3. 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

I 女性の人権

- 戦略目標 I. 1. あらゆる人権文書, 特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて, 女性の人権を促進し, 保護すること
- 戦略目標 I. 2. 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること
- 戦略目標 I. 3. 法識字を達成すること

J 女性とメディア

- 戦略目標 J. 1. メディア及び新たな通信技術における, またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること
- 戦略目標 J. 2. メディアにおけるバランスがとれ, 固定観念にとらわれない女性の描写を促進すること

K 女性と環境

- 戦略目標 K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に, 女性を積極的に巻き込むこと
- 戦略目標 K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に, ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること
- 戦略目標 K. 3. 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内, 地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L 女児

- 戦略目標 L. 1. 女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること
- 戦略目標 L. 2. 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること
- 戦略目標 L. 3. 女児の権利を促進し, 保護し, 女児のニーズ及び可能性に対する認識を高めること
- 戦略目標 L. 4. 教育, 技能の開発及び訓練における少女に対する差別を撤廃すること
- 戦略目標 L. 5. 健康及び栄養における少女に対する差別を撤廃すること
- 戦略目標 L. 6. 児童労働からの経済的搾取を撤廃し, 働く少女を保護すること
- 戦略目標 L. 7. 女児に対する暴力を根絶すること
- 戦略目標 L. 8. 女児の社会的, 経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること
- 戦略目標 L. 9. 女児の地位を向上させる上での家庭の役割を強化すること

第V章 制度的整備

A.国内レベル B.小地域/地域レベル C.国際レベル

- 1. 国際連合
- 2. その他の国際機関及び組織

第VI章 財政的整備

A.国内レベル B.地域レベル C.国際レベル

資料 12 国連特別総会「女性 2000 年会議」

2000（平成 12）年 6 月採択

政治宣言

我々、特別総会に参加した各国政府は、

1. 1995 年の第 4 回世界女性会議において採択された北京宣言（注 1）及び行動綱領（注 2）並びに「国連婦人の十年（1976 年-1985 年）」の最終年において採択された婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（1986 年-2000 年）（注 3）の目標及び目的達成のコミットメント（関与）を再確認する。

2. また、北京行動綱領の女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力及び意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性の人権、女性とメディア、女性と環境、女児といった 12 重大問題領域の実施へのコミットメント（誓約）を再確認し、第 39 回婦人の地位委員会以降同委員会で採択された第 4 回世界女性会議のフォローアップに関する合意結論及び決議を実行することを要求する。

3. 我々はナイロビ将来戦略、北京宣言及び行動綱領並びに女性の地位向上に係るあらゆるコミットメント（約束）の完全実施に最大の責任を有することを認識し、これに関連して、未だ達成されていない ODA 総額を先進諸国の GNP 比 0.7% にするという国際的に合意された目標を可及的速やかに達成するよう努力することを再確認することを含め、引き続き国際協力を図ることを要求する。

4. 男女平等及び北京行動綱領の実施に向けてのこれまでの進展を歓迎し、また女子差別撤廃条約（注 4）の普遍的批准の達成促進へのコミットメント（関与）を再確認し、この点に関して、各国政府、国連システム、政府間機関、その他の国際及び地域機関の全てのレベルにおける努力を認め、北京行動綱領の完全実施に向けて引き続き努力するよう要請する。

5. 北京宣言及び行動綱領の実施に関し、市民社会、とりわけ N G O 及び女性団体の役割と貢献を認識し、さらなる実施及び評価過程への参画を奨励する。

6. 男女平等の推進に向けて、男性も関与し、女性と共同して責任を分かち合わなければならないことを強調する。

7. 他の主要な国連会議およびサミットにおける成果を実施に移す過程でジェンダーの視点を主流化させることの重要性、並びに各国政府、地域機関及び全ての国連の諸機関が、それぞれの権限の範囲において、全ての主要な会議やサミットのフォローアップを調整して行うことの必要性を再確認する。

我々、各国政府は、新千年紀の始まりにあたり、

8. 北京行動綱領及びナイロビ将来戦略を実施する際に生じた障害を克服し、また、実施のための国内及び国際的な環境を強化し、守ることへのコミットメント（関与）を再確認する。そのために、とりわけ全ての人権及び基本的な自由の保護・促進、全ての政策及びプログラムへのジェンダーの視点の主流化、女性の完全参加及びエンパワーメントの推進、また北京行動綱領の完全実施のための国際協力の増進等を通じて、北京行動綱領の完全かつ更なる実施を確保するために、更なる行動をとることを誓約する。

9. 北京行動綱領採択 10 年後及びナイロビ将来戦略採択 20 年後にあたる 2005 年に、必要に応じて、全ての関係者が一堂に会し、実施の進捗を評価し、新しいイニシアティブを検討することを踏まえ、北京行動綱領の更なる実施を定期的に評価することに同意する。

10. 21 世紀には全ての個人が平等、開発、平和を享受できるような世界に向けて、女性と男性がともに努力するような社会を実現できるようにすることを誓約する。

北京行動要領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（抜粋）

第 1 章 前文

1. 今回の特別総会に参集した各国政府は、1995 年の第 4 回世界女性会議で採択された北京宣言及び行動綱領 — 同会議の報告書に記載されている — に掲げられた目標及び目的に対するコミットメント（関与）を再確認した。北京宣言及び行動綱領は、男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めている。各国政府は、行動綱領の実施状況の検討

と評価を行い、実施に当たって直面した障害及び現在の課題の特定を行った。各国政府は、行動綱領に掲げられた目標やコミットメント（関与）は十分な実施・達成には至っていないことを認識し、その実施速度を上げ、男女平等・開発・平和というコミットメント（誓約）を完全に実現するため、地方、国内、域内、国際レベルで更なる行動とイニシアティブを進めることに合意した。

2. 北京行動綱領には、女性の地位向上とエンパワメントを達成するために優先的に取り組むべき 12 の重大問題領域が明記された。婦人の地位委員会は、この 12 の各重大問題領域の実施状況を検討し、その達成の速度を上げるため、1996 年以来合意結論や勧告を採択してきた。行動綱領は、こうした合意結論や勧告とともに、21 世紀における男女平等、開発、平和の達成に向けた更なる前進を目指した取組の基礎となるものである。

3. 行動綱領の目的はあらゆる女性のエンパワメントにあり、それはまた国際連合憲章及び国際法の目的や原則に全面的に合致するものである。女性のエンパワメントのためには、あらゆる女性のあらゆる人権及び基本的自由の完全な実現が不可欠である。国、地域の特殊性及び種々の歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性は考慮されなければならないが、あらゆる人権及び基本的自由の保護・促進は、その政治的、経済的及び文化的制度の如何を問わず、国家の義務である。あらゆる人権及び基本的自由に従い、国内法並びに戦略、政策、事業及び優先開発事項の策定等を通じての、行動綱領の実施は、各々の国家の至上の責任であり、個人及びその属する地域社会の様々な宗教的・倫理的価値観、文化的背景及び哲学的信念の重要性並びにそれらの全面的な尊重は、女性の人権の完全な享受及び、平等、開発、平和の達成に資するものでなければならない。

4. 行動綱領では、世界中の男女平等という共通の目標に向けて男性と共に連携して働くことによるのみ取り組むことができる共通の関心事を女性は分かち持っていることが強調されている。行動綱領は女性の状況及び条件の多様性を全面的に尊重し評価するとともに、そのエンパワメントを阻む特別の障害に直面している女性たちもいるという認識を表明している。

5. 行動綱領は、女性が人種、年齢、言語、民族、文化、宗教又は障害といった要因のため、また先住民女性その他の立場のために、完全な平等及び地位向上を阻む障害に直面していることへの認識を示している。多くの女性が、特にひとり親などのような家庭状況、また、農村地域、孤立した地域若しくは貧困地域における生活状態を含む自らの社会経済的地位に関連した特別の障害に遭遇している。難民女性、国内避難民女性を含むその他の避難民女性並びに移民女性及び移住労働者を含む移民女性に対しては、更なる障害が加わる。多くの女性はまた、環境災害、重病及び感染性疾患、並びに女性に対する様々な形の暴力によって特別に影響を被っている。

(以下 目次)

第 2 章 行動綱領の 12 重大問題領域実施に関する成果と障害

- A 女性と貧困
- B 女性の教育と訓練
- C 女性と健康
- D 女性に対する暴力
- E 女性と武力紛争
- F 女性と経済
- G 権力及び意思決定における女性
- H 女性の地位向上のための制度的な仕組み
- I 女性の人権
- J 女性とメディア
- K 女性と環境
- L 女兒

第 3 章 北京宣言及び行動綱領完全実施に際して直面する新たな課題

第 4 章 行動綱領の完全かつ更なる実施の達成及び障害克服のための行動とイニシアティブ

- A 国内レベルで取るべき行動
- B 国内レベルで取るべき更なる行動
- C 国際レベルで取るべき行動
- D 国内・国際レベルで取るべき行動

発行年月 2022年3月
発行 半田市企画部市民協働課
〒475-8666
半田市東洋町 2-1
TEL : 0569-84-0609
メー ル : s-kyodo@city.handa.lg.jp
